

北庄内合併協議会 第1回第1小委員会

日 時：平成16年11月27日(土) 第1回協議会終了後
場 所：平田町農村環境改善センター 第1研修室

次 第

1 開 会

2 正副委員長の選出

3 委員長あいさつ

4 協 議

- (1) 協議第 9号 協定項目 8 地方税の取扱いについて(その1)
- (2) 協議第10号 協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (3) 協議第11号 協定項目11 特別職の職員の身分の取扱いについて
- (4) 協議第12号 協定項目12 条例、規則の取扱いについて
- (5) 協議第13号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その1)
- (6) 協議第14号 協定項目19 慣行の取扱いについて
- (7) 協議第17号 協定項目22 消防団の取扱いについて
- (8) 協議第19号 協定項目24 - (1) 納税関係事業の取扱いについて
- (9) 協議第20号 協定項目24 - (2) 防災関係事業の取扱いについて
- (10) 協議第27号 協定項目24 - (10) 商工関係事業の取扱いについて
- (11) 協議第28号 協定項目24 - (11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)
- (12) 協議第34号 協定項目24 - (18) その他事務事業の取扱いについて
- (13) 協議第36号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その2)
- (14) 協議第37号 協定項目18 町(字)の区域及び名称の取扱いについて
- (15) 協議第39号 協定項目24 - (11) 観光関係事業の取扱いについて(その2)

- (16) 協議第41号 協定項目8 地方税の取扱いについて(その2)
- (17) 協議第42号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて(その3)

5 その他

6 閉 会

協議第9号

協定項目8

地方税の取扱いについて（その1）

地方税の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

地方税の取扱いについて（その1）

（1）1市3町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（2）1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。

固定資産縦覧帳簿の縦覧期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、新市の住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。

市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。

税務証明については、合併時に内容を統一する。なお、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。

国民健康保険税の税率については、合併初年度は1市3町のそれぞれの例により、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町がある場合は、調整を行いできるだけ早期に統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その1)
調整方針(案)	(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。 固定資産税縦覧帳簿の縦覧期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、新市の住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。 市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
固定資産帳簿閲覧等				
【縦覧期間】 4月1日～30日 【閲覧できるもの】 課税台帳 公図(旧図含む) 路線価図 標準宅地図 【課税台帳閲覧にかかる補足】 閲覧できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者) 閲覧できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地 [使用料・手数料] 【閲覧手数料】 固定資産課税台帳 1回につき200円 公図 200円(コピーは無料) 路線価図 無料(コピーの提供はしない) 標準宅地図 無料	【縦覧期間】 4月1日～30日 【閲覧できるもの】 課税台帳 公図(旧図含む) 標準宅地図 【課税台帳閲覧にかかる補足】 閲覧できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者) 閲覧できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地 閲覧手数料 以下のとおりであるが、縦覧期間中は無料 [使用料・手数料] 【閲覧手数料】 固定資産課税台帳 1回につき200円 公図 200円(コピーは300円)	【縦覧期間】 4月1日～30日 【写しのみ出せるもの】 課税台帳 400円(1枚当たり) 公図(旧図は、不可) 400円(B4、1枚当たり) 【閲覧のみできるもの】 路線価図 無料 基準地などに係る評価額の公開資料 無料 【課税台帳閲覧等にかかる補足】 閲覧等できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者) 閲覧等できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋 [使用料・手数料] 【写しの発行手数料】 固定資産課税台帳 1枚400円 【閲覧手数料】 路線価図 無料(コピーの提供はしない)	【縦覧期間】 4月1日～5月31日 【閲覧できるもの】 課税台帳 200円(縦覧期間中は無料) 公図(旧図含む) 200円 標準宅地図 無料 【課税台帳閲覧にかかる補足】 閲覧できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者) 閲覧できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋 [使用料・手数料] 【閲覧手数料】 固定資産課税台帳 1件につき200円 公図 200円(コピーは5枚まで200円) 標準宅地図 無料(コピーの提供はしない)	固定資産帳簿の閲覧の期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。
市町民税の申告の方法				
【概要】 ・実施期間 平成16年2月16日～3月15日 ・2月中は農村地区15会場各1日ずつ受付 ・3月中は酒田勤労者福祉センターを会場として受付 ・とびしま総合センターでの受付(3月の3日間、3名派遣)	【概要】 ・実施期間 平成16年2月12日～3月15日 ・2月後半から農村地区6会場各1日ずつ受付 ・上記以外は役場を会場として受付	【概要】 ・実施期間 平成16年2月12日～3月15日 ・4つの公民館で、相談対象地区を定めて申告相談を実施。	【概要】 ・実施期間 平成16年2月16日～3月15日 ・期間の上期は平田町コミュニティセンターに於いて、下期は平田町農村環境改善センターに於いて、受付会場の周辺地区毎に日程表で指定している	市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その1)
調整方針(案)	(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。 税務証明については、合併時に内容を統一する。なお、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。 国民健康保険税の税率については、合併初年度は1市3町のそれぞれの例によるものとし、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町については、調整を行いできるだけ早期に統一する。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																								
税務証明																																																																																																																												
所得に関する証明 1件につき 400円 納税に関する証明 1件につき 400円 資産に関する証明 1件につき 400円 営業に関する証明 1件につき 400円 土地に関する証明 1件につき 400円 建物に関する証明 1件につき 400円 所得、納税、資産に関する証明については、別紙が何枚あっても、認証文が1つであれば1件と数えるほか、土地に関する証明については、物件が何筆あっても認証文が1つであれば1件と数える。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する納税証明書(継続検査申請書)については、手数料は徴収しない。	所得に関する証明 1件につき 300円 納税に関する証明 1件につき 300円 資産に関する証明 1件につき 300円 営業に関する証明 1件につき 300円 土地に関する証明 1件につき 300円×枚数 建物に関する証明 1件につき 300円×枚数 所得、納税、資産に関する証明については、別紙が何枚あっても、認証文が1つであれば1件と数える。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第2項については、無料。	所得に関する証明 1件につき 400円 納税に関する証明 1件につき 400円 資産に関する証明 1件につき 400円 営業に関する証明 1件につき 400円 土地に関する証明 1件につき 400円 建物に関する証明 1件につき 400円 土地・建物に関する証明については、土地は5筆・建物は3棟まで、土地1筆又は建物1棟を加えるごとに100円を加算した額となる。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第2項については無料	所得に関する証明 1件につき 300円 納税に関する証明 1件につき 300円 資産に関する証明 1件につき 300円 営業に関する証明 1件につき 300円 土地に関する証明 1件につき 300円 建物に関する証明 1件につき 300円 土地については5筆まで、家屋については3棟までを1件と数える。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する納税証明書(継続検査申請書)については、手数料は徴収しない。	税務証明については、内容を統一し、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。																																																																																																																								
国民健康保険税の税率																																																																																																																												
【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>7.1%</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>28.0%</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>27,000円</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>24,000円</td><td>4,900円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>50.56%</td><td>52.70%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>49.44%</td><td>47.30%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	7.1%	1.7%	資産割	28.0%	7.7%	均等割	27,000円	7,900円	平等割	24,000円	4,900円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	50.56%	52.70%	応益割合	49.44%	47.30%	【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6.50%</td><td>0.95%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>25.0%</td><td>6.00%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>23,000円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>23,000円</td><td>4,000円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>50.33%</td><td>51.19%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>49.67%</td><td>48.81%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	6.50%	0.95%	資産割	25.0%	6.00%	均等割	23,000円	6,500円	平等割	23,000円	4,000円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	50.33%	51.19%	応益割合	49.67%	48.81%	【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>7.15%</td><td>1.25%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>31.25%</td><td>6.40%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>24,500円</td><td>7,800円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>23,500円</td><td>4,500円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>49.94%</td><td>49.04%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>50.06%</td><td>50.96%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	7.15%	1.25%	資産割	31.25%	6.40%	均等割	24,500円	7,800円	平等割	23,500円	4,500円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	49.94%	49.04%	応益割合	50.06%	50.96%	【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日現在) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6.80%</td><td>1.15%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>30.00%</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>24,000円</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>23,000円</td><td>4,500円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日現在) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>49.20%</td><td>50.64%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>50.80%</td><td>49.36%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	6.80%	1.15%	資産割	30.00%	6.60%	均等割	24,000円	7,700円	平等割	23,000円	4,500円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	49.20%	50.64%	応益割合	50.80%	49.36%	国民健康保険税の税率については、合併初年度は1市3町のそれぞれの例によるものとし、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町については、調整を行い統一する。
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	7.1%	1.7%																																																																																																																										
資産割	28.0%	7.7%																																																																																																																										
均等割	27,000円	7,900円																																																																																																																										
平等割	24,000円	4,900円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	50.56%	52.70%																																																																																																																										
応益割合	49.44%	47.30%																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	6.50%	0.95%																																																																																																																										
資産割	25.0%	6.00%																																																																																																																										
均等割	23,000円	6,500円																																																																																																																										
平等割	23,000円	4,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	50.33%	51.19%																																																																																																																										
応益割合	49.67%	48.81%																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	7.15%	1.25%																																																																																																																										
資産割	31.25%	6.40%																																																																																																																										
均等割	24,500円	7,800円																																																																																																																										
平等割	23,500円	4,500円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	49.94%	49.04%																																																																																																																										
応益割合	50.06%	50.96%																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	6.80%	1.15%																																																																																																																										
資産割	30.00%	6.60%																																																																																																																										
均等割	24,000円	7,700円																																																																																																																										
平等割	23,000円	4,500円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	49.20%	50.64%																																																																																																																										
応益割合	50.80%	49.36%																																																																																																																										

協議第 10 号

協定項目 10

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一般職の職員の身分の取扱いについて

1 市 3 町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努める。

勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (1)職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努める。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市			八幡町			松山町			平田町			調整方針
職員数の状況												
種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、適正化に努める。
市長部局	662	530	一般会計	84	77	町長部局	76	72	町長部局	84	80	
(内、派遣法による派遣5 = 公益文科大学3、市美術館2)			特別会計	10	7	企業	3	2	診療所	3	3	
その他の派遣 = 土地開発公社2			企業特別会計	50	44	議会	3(1兼務)	3(1兼務)	水道	3	2	
病院	378	341	計	144	128	選管	4(兼務)	4(兼務)	議会	2	2	
水道局	92	65	議会事務局	2	2	監査	2(兼務)	2(兼務)	教育委員会	24	19	
議会	10	9	教育委員会	25	22	教育委員会	16	16	選管	兼務	兼務	
教育委員会	259	188	選管	兼務	兼務	農業委員会	3(1兼務)	3(1兼務)	監査	兼務	兼務	
		(内、高等学校45)	監査	1	1				農業委員会	2	2	
選管	4	4	農業委員会	2	2				固定資産評価			
監査	4	4							審査委員会	兼務	兼務	
農業委員会	12	7										
計	1,421	1,148	計	174	155	計	98	92	計	118	108	
1,148のうち	一般・企業職 580		155のうち	一般・企業職 92		92のうち	一般・企業職 65		108のうち	一般・企業職 78		
	保健師 19			保健師 3			保健師 2			保健師 3		
	保育士 56			保育士 13			保育士 13			保育士 15		
	技能労務 126			技能労務 8			技能労務 12			技能労務 8		
	医療職 321			医療職 39						医療職 3		
	教育職 46									教育職 1		

平成16年4月1日現在(第7次定員モデルで比較)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町
一般行政職員数	484	82	70	81
定員モデル	505	92	69	80
差	-21	-10	1	1

- 1 「定員モデル」は、住民基本台帳人口・世帯数・面積・事業所数・農業就業人口・道路延長など地方公共団体の行政需要に密接に関連する指標と職員数の相関関係を多重回帰分析により総務省で算出した理想の職員数。
- 2 対象職員数は、一般行政部門が対象で、特別行政部門及び公営企業部門を含まない。
- 3 表中の「一般行政職員数」は、職員数の合計から教育、消防、病院、水道など特別行政部門の職員を除いた人数。したがって、「職員数の状況」の中の「一般・企業職」の人数とは異なる。

今後の1市3町職員の退職予定

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
一般会計等	10人	11人	26人	32人	31人	33人	42人	22人	42人	34人	283人
企業会計	0人	4人	2人	4人	2人	6人	9人	19人	13人	13人	72人
合計	10人	15人	28人	36人	33人	39人	51人	41人	55人	47人	355人

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (2)勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
行政職給料表の級別職務等				
行政職給料表級別職務分類表 1級 1 定型的な業務を行う職務 2級 1 知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3級 1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 4級 1 係長、調整主任、園長、機関長及び甲板長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 5級 1 主査の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれと同等の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 6級 1 各事務部局の課長補佐、荘長補佐、事務局長補佐、事務局次長、事務局次長補佐及び副館長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主査の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれと同等の職務 4 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務 5 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務 7級 1 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する課長補佐及びこれと同等の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主査の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれと同等の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う主任の職務 8級 1 課長の職務 2 市長事務部局の松林荘長の職務 3 議会事務局の次長の職務 4 選挙管理委員会事務局の事務局長の職務 5 監査事務局の事務局長の職務 6 農業委員会事務局の事務局長の職務 7 教育委員会事務局の図書館長の職務 8 中央高校事務長の職務 9 各事務部局の主幹の職務 9級 1 部長の職務 2 議会事務局の事務局長の職務 3 教育委員会事務局の教育部長の職務 4 各事務部局の調整監及び技監の職務	行政職給料表級別職務分類表 1級 主事補等の職務 2級 主事等の職務 3級 特に高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務 4級 係長の職務 5級 特に高度の知識又は経験を必要とする係長等の職務 6級 課長補佐の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長等の職務 7級 課長等の職務 特に高度な知識経験を必要とするか課長補佐の職務 8級 特に高度な知識経験を必要とする課長等の職務	行政職給料表級別職務分類表 1級 1 主事補の職務 2 保育士の職務 3 看護師の職務 4 保健師の職務 2級 1 主事の職務 2 保育士の職務 3 看護師の職務 4 保健師の職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事、保育士、看護師及び保健師 4級 1 係長の職務 2 園長の職務 3 看護師長の職務 4 保健師長の職務 5 社会教育主事の職務 6 主任の職務 5級 高度の知識又は経験を必要とする次の各号に掲げる職務 (1) 係長の職務 (2) 園長の職務 (3) 看護師長の職務 (4) 保健師長の職務 (5) 社会教育主事の職務 (6) 主任の職務 6級 1 主査の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が主査と同程度の職務 7級 1 課長の職務 2 議会及び行政委員会の事務局長の職務 8級 1 総務企画課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が総務企画課長と同程度の職務	行政職給料表級別職務分類表 1級 1 主事補の職務 2 職務の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 2級 1 主事の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務で町長が別に定めるもの 4級 1 係長及び主任の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 5級 1 高度の知識又は経験を必要とする係長及び主任の職務で町長が別に定めるもの 6級 1 主査の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 7級 1 課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 8級 1 総務課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの	勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (2)勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
勤務条件等				
<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 図書館 勤務日の調整、時差出勤 保育園 同上 知的障害児通園施設 同上 定期航路事業所 勤務日の調整 小中学校高校 勤務時間帯の調整 水道 勤務日の調整、2交代 病院 勤務日の調整、3交代</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし その他の休暇 酒田祭が平日の場合1日</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 病休明けの場合 治癒届、診断書提出 (病休7日以内は治癒届、30日以内の場合は診断書省略) 営利企業従事制限 消防団、業界等の講師等 謝礼があるもの、継続的なもの(自営業等は個別判断) 事故報告 公私問わず、交通事故、もらい事故も含め報告義務 私事旅行届 5日以上住所を離れる場合は、事前届が必要</p>	<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 病院 断続的な勤務</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし その他の休暇 結婚休暇 連続して5日 看護休暇 小学校就学前の子の看護5日 他、条例による</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 病休明けの場合 治癒届、診断書提出 (病休7日以内は治癒届、30日以内の場合は診断書省略) 営利企業従事制限 自営業等は個別判断) 事故報告 公私問わず、交通事故、もらい事故も含め報告義務 私事旅行届 7日以上住所を離れる場合は、事前届が必要</p>	<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 保育園 勤務日の調整、時差出勤</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし 結婚休暇 連続する7日 看護休暇 小学校就学前の子の看護5日 他、条例による</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 営利企業従事 継続的なもの 事故報告 公私問わず、交通事故報告</p>	<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 保育園 勤務日の調整、時差出勤</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし 結婚休暇 連続する7日 看護休暇 小学校就学前の子の看護5日 他、条例による</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 病休明けの場合 治癒届、診断書提出 (病休7日以内は治癒届、30日以内の場合は診断書省略) 営利企業従事制限 消防団、業界等の講師等 謝礼があるもの、継続的なもの(自営業等は個別判断) 事故報告 公私問わず、交通事故、もらい事故も含め報告義務 私事旅行届 5日以上住所を離れる場合は、事前届が必要</p>	<p>勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。</p>

協議第 1 1 号

協定項目 1 1

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員（他の協定項目に規定されているものを除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。

固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1市3町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要のあるものは、統一する。1市3町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する。

市長、助役、収入役及び議会の議員の報酬の額については、酒田市の現行の金額を基礎として調整する。

及び他の協定項目以外の特別職の職員の報酬の額については、酒田市の例を基本として調整する。

監査委員の定数は、2人とする。また、識見を有する監査委員は常勤とする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
固定資産評価審査委員会委員				
<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 1名(市職員0B) 建築関係者 1名(建築士会会員) 農地関係者 1名(農業関係者)</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年2回定期的に委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催している。また、年1回財団法人資産評価システム研究センター主催の研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 平成12年度 1件 昭和60年度 1件 昭和5</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 1名 農地関係者 2名</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年1回委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催している。また、年1回飽海四町固定資産評価審査委員研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 なし</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 3名</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 年1回委員会を開催(固定資産に関する研修会)</p> <p>【過去30年間の審査実績】 無</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 無し</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年2回定期的に委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催する。また、年1回飽海4町の研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 なし</p>	<p>固定資産審査評価委員会委員は、3人とする。</p>
<p>【根拠法令】 地方税法(昭和25年法律第226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 〔第4項及第5項は省略〕 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔第7項は省略〕 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

所管部会・分科会	総務部会 人事分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) (委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4) 監査委員 [第2項は省略] 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。 (1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会</p>				特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従う。
<p>選挙管理委員会委員</p> <p>【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) (選挙管理委員会の設置及び組織) 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。 (委員及び補充員の選挙) 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。 [第3項以下は省略] (任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 [第2項以下は省略]</p>				
<p>教育委員会委員</p> <p>【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 (組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものするものの教育委員会にあつては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては三人の委員をもつて組織することができる。 (任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 [第2項以下は省略] (任期) 第5条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	監査委員の定数は、2人とする。また、識見を有する監査委員は常勤とする。

所管部会	議 会 部 会
------	---------

区分	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調 整 方 針(案)
【監査委員の現状】	<p>条例定数 2人</p> <p>常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>地方自治法(以下「法」という。)第195条第2項の規定に基づく監査委員の定数は、2人とする。</p> <p>法第196条第4項に基づく識見を有する監査委員は、常勤とする。</p> <p>なお、合併にあたり監査の一層の充実を図るため、新市において、監査委員体制について外部監査制度も含め、さらに研究、検討を行っていくものとする。</p>

監査委員の定数等

【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第7章 執行機関 第3節 委員会及び委員
 (設置及び定数)
 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。
 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。
 [政令で定める市:人口25万人以上の市]
 (監査委員の選任及び兼職禁止)
 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。
 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
 [第2項及び第3項、第5項は省略。]

【参考資料】

- [外部監査契約について]
- 外部監査契約は、地方公共団体が独立の第三者である外部監査人の監査を受け、その結果報告を受ける「包括外部監査契約」と「個別外部監査契約」がある。(自治法第252条の27)
 - 包括外部監査契約とは、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨(最小の経費で最大の効果を上げること、組織・運営の合理化に努めること等)を達成するため、外部監査契約を締結できる者として法の定める者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約である。対象団体は都道府県、政令で定める市(指定都市・中核市)、契約に基づく監査を受けることを条例で定めた市町村をいう。(自治法第252条の36)
 - 個別外部監査契約とは、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることを条例で定める地方公共団体が、これらの監査の請求または要求があった場合に、前記の法の定める者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約である。契約監査事務は、直接請求としての事務監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求、住民監査請求、となっている。
 - 外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、国の会計検査従事経験者、地方の監査・財務従事経験者で、監査実務に精通している者が該当する。(同法第252条の28)

協議第 1 2 号

協定項目 1 2

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の制定に当たっては、各協議項目の調整方針に基づき例規形式等の統一を図り、次の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

合併後、暫定的に施行するもの

合併後、逐次制定し、施行するもの

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目12	条例、規則等の取扱いについて
調整方針(案)	条例、規則等の制定に当たっては、各協議項目の調整方針に基づき例規形式等の統一を図り、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 合併後、暫定的に施行するもの 合併後、逐次制定し、施行するもの

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から例規のデータベース化は完了 追録加除は年4回(定例会前)実施 L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 法令についても同様 条例210 規則219 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会終了後、次のデータ更新まで3ヶ月ほどかかり、紙ベースのときとほとんど変わらずスピードアップされていない。 紙ベースに比べ600万円ほど費用は削減された。 とりまとめをフロッピーで送付する際、一部事務組合の改正例規の取り込みを忘れないようにしなければならない。 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度からデータベース化と従来どおりの追録加除方式を併用予定 年1回の追録加除で実施(3月議会終了後) 条例163 規則121 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの追録(例規集)からデータベース化への変更に伴う利用者の理解 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に例規のデータベース化は完了 追録加除は年1回(7月頃) L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 法令についても同様 条例170 規則145 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加加除が年1回のため、各定例会終了後に行う必要がある。 現在のところ、ペーパーとの二本立てであり、いずれペーパーを無くする方向にある。 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に例規のデータベース化は完了 追録加除は年2回(9月と3月) L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 条例169 規則126 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、ペーパーとの二本立てである。

【新設合併における条例、規則等について】

1. 新設合併により市町村合併が行われた場合は、合併関係市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。そのため、新市において必要な条例、規則等は、新たに整備する必要がある。

2. 新市における条例、規則等の施行の方法による区分

新市における条例、規則等は、各協議結果を踏まえて、次の区分により整備することとなる。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

(法定により必ず制定が必要なもの、新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件に関するもの、市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すためのもの等空白期間の許されないもの)

例：市役所の位置を定める条例、市の休日を守る条例、市議会定例会の回数に関する条例、税条例、職員定数条例、一般職の給与条例、公民館設置条例、下水道条例など

合併後、暫定的に施行するもの

(同様の事業名だが市町の制度に差異があり、合併の日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの、新たに適用されているものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの

など、新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き当該地域に施行させるもの)

例：各種の政策的な助成に関する条例、規則

合併後、逐次制定し、施行するもの

ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの

例：議会事務局設置条例、市議会委員会条例など長に議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等

イ 新市長の政策判断に係るものなど、新市発足時には制定、施行する必要はなく、合併後、逐次制定し、施行するもの

例：振興審議会条例、政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例など

協議第 1 3 号

協定項目 1 4

一部事務組合等の取扱いについて（その 1）

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一部事務組合等の取扱いについて（その 1）

[一部事務組合等]

- (1) 1 市 3 町が加入する一部事務組合等（酒田地区クリーン組合、酒田地区消防組合、庄内広域行政組合、庄内視聴覚教育協議会、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合）については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。
- (2) 3 町が加入する山形県市町村交通災害共済組合については、当該組合から脱退し、新市において交通災害共済事業を実施する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その1)
調整方針(案)	<p>[一部事務組合等]</p> <p>(1) 1市3町が加入する一部事務組合等(酒田地区クリーン組合、酒田地区消防組合、庄内広域行政組合、庄内視聴覚教育協議会、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合)については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> <p>(2) 3町が加入する山形県市町村交通災害共済組合については、当該組合から脱退し、新市において交通災害共済事業を実施する。</p>

所管部会	総務部会・企画財政部会・市民生活部会・教育部会
------	-------------------------

一部事務組合等の現状 平成16年4月現在

組合等名	酒田地区クリーン組合	酒田地区消防組合	庄内広域行政組合	庄内視聴覚教育協議会	山形県消防補償等組合	山形県自治会館管理組合	山形県市町村交通災害共済組合
設立(設置)年月日	昭和37年11月12日	昭和48年4月1日	昭和47年5月10日	昭和47年11月1日	昭和27年1月23日	昭和35年4月1日	昭和44年3月29日
構成市町村等	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	庄内14市町村	庄内14市町村	県内全市町村	県内全市町村	長井市、南陽市ほか26町村
組合長等	管理者 酒田市長	管理者 酒田市長	理事長 鶴岡市長	会長 鶴岡市長	組合長 遊佐町長	管理者 松山町長	組合長 松山町長
事務所	酒田市広栄町三丁目133	酒田市千石町一丁目12-1	庄内町村会内	山形県庄内教育事務所内	山形県町村会内	山形県町村会内	山形県町村会内
職員数	組合職員 7名 市町派遣職員 6名	組合職員 98名 市町派遣職員 119名	組合職員 - 市町派遣職員 8名	臨時職員 1名	組合職員 1名	組合職員 1名	組合職員 -
共同処理する事務、目的等	し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理運営 し尿中継業務	消防及び救急業務	庄内広域行政圏計画及び庄内地方拠点都市地域基本計画の策定並びに事業の実施 卸売市場法に基づく青果物地方卸売市場の設置、管理運営 食肉流通施設の設置、管理運営 市町村職員の共同研修の実施	視聴覚フィルム及び機器の購入管理事務 視聴覚教育の普及及び研究指導	非常勤消防団員等の公務災害補償事務 消防団員退職報償支給事務	山形県自治会館の維持管理	交通災害共済事業
議会	議員定数 16名	議員定数 16名	議員定数 24名	-	議員定数 15名	議員定数 10名	議員定数 8名
主な財産	ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター、最終処分場の土地と建物 車両 13台	本署及び9分署の土地と建物、車両 52台	-	-	基金	建物	基金
課題等	旧ごみ焼却炉の解体	-	-	・視聴覚フィルムの運搬方法 ・制度のPR	-	-	-
備考			会費負担割合 均等割 20% 人口割 80%	会費負担割合 平等割 20% 基準財政需要額割 40% 人口割 40%			

協議第14号

協定項目19

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

慣行の取扱いについて

- (1) 市章及び憲章については、合併までに調整し、新市で制定する。
- (2) 市の木・花等、宣言及び表彰制度については、合併後、新市において制定する。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐ。
- (3) 姉妹都市及び友好都市の協定(盟約)を結んでいる都市との国際交流・国内交流については、新市に引き継ぐ。
- (4) 国際交流活動については、支援を継続する。
- (5) ふるさと会については、支援を継続し、新市で連合組織を検討する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(1)市章及び憲章については、合併時までに調整し、新市で制定する。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>市章・町章</p> <p>【制定】 昭和38年6月1日制定</p> <p>【内容】 さかたの「さ」の図案化で力強い波頭で酒田港を表現し、上部の翼状で酒田市の発展と円形で融和団結を表徴</p> 	<p>【制定】 昭和39年11月制定</p> <p>【内容】 八幡町の八を図案化したもので、町民の結び合わされた心が大きな力になり、明るい将来を築いていくものであり、緑の地に白で表す、緑は平和、白は清らかな心を表したものの。</p> 	<p>【制定】 昭和37年制定</p> <p>【内容】 松の葉を主材とし、山の文字と組合せ、円満にして常に前進する姿を強調したものの。</p> 	<p>【制定】 昭和35年12月22日制定</p> <p>【内容】 山の資源、平地の資源、調和ある発展と安定性を表した。</p> 	<p>合併時までに調整し、新市で制定することとする。</p>
<p>市・町民憲章</p> <p>市民の誓い(昭和58年11月30日制定)</p> <p>わたくしたちは、最上川と日本海の出会いであうまち、酒田の市民です。誇りと責任をもち、5つの誓いをいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然と風土を愛あいし、美しいまちをつくりまします。 1 教養と文化を高め、心豊かなまちをつくりまします。 1 働く喜びと奉仕の心で、あたたかいまちをつくりまします。 1 心と体をきたえ、明るくたくましいまちをつくりまします。 1 みんなで考え力を合わせ、希望のあるまちをつくりまします。 	<p>町民憲章(昭和39年11月16日制定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心をあわせ、美しい町をつくりましよう 1 きまりを守り、明るい町をつくりましよう 1 よく働き、豊かな町をつくりましよう 1 教養を高め、文化の町をつくりましよう 1 愛情をもち、あたたかい町をつくりましよう 	<p>町民憲章(平成7年11月12日制定)</p> <p>松山町は、緑豊かな大地と先人たちが残したすぐれた文化に恵まれた町です。 わたくしたちは、ここに住む誇りと責任を持ち、未来に向けて躍進する郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たがいに助け合い、思いやりの心とふれあいを大切にします。 ・きれいな環境をつくり、明るく健康な暮らしをめざします。 ・伝統を尊び、ともに学んで新しい文化を築きます。 ・働くことに喜びをもち、豊かで活気のある毎日を過ごします。 ・自然を愛し、地球を大切にする美しい心を育てます。 	<p>平田町町民憲章(昭和55年3月12日制定)</p> <p>平田町は、緑の山々と美しい田園にめぐまれ、人間味の深い町です。 わたくしたちは、わたくしたちの手でこの自然をまもり、住みよい町にするため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身をきたえ、活力のある町をつくりまします。 1 礼儀を重んじ、心のつながりを深めます。 1 教養を高め、文化の町をつくりまします。 1 仕事にはげみ、豊かな町をつくりまします。 1 余暇を生かし、明るい町をつくりまします。 	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(2)市の木・花等、宣言及び表彰制度については、合併後、新市において制定する。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 建設部会 都市整備分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市・町の木・花等				
<p>【目的】 酒田市緑化推進条例第7条に基づいて自然環境の保護と緑化推進を図り健康で住みよい明るい緑豊かなまちづくりの思想を広く普及するための一つのシンボルとするため。</p> <p>【選定】 市の広報による公募を行い、市の木・市の花選考委員会(酒田市緑化推進委員の中の5名で構成)の選考を経て、酒田市緑化推進委員会において、酒田市に最もふさわしいものとして決定した。(昭和50年7月21日制定)</p> <p>【内容】 市の木...タブノキ (選定理由) タブノキは常緑広葉樹の代表で、日本の暖地、主として海岸地方に分布しているが、暖帯林として自然のまま残っているのは飛鳥が最北である。つまり、酒田市がタブノキ林の育つ暖かさの限界ということであり、こうした特異性等を考慮しながら、はからずも市役所構内で一番の大木であるこの木が市の木として選定された。</p> <p>市の花...トビシマカンゾウ (選定理由)トビシマカンゾウは、鳥海山に咲くニッコウキスゲの一変種とされている。飛鳥の草原に多く見られる花で、鳥では花を食用にしたり、葉等でムシロやゾウリをつくってきた経緯もある。酒貴市においては独特のものであり、しかも清楚で美しい花が咲き、害虫にも強く、丈夫でよく育つこの植物が最もふさわしいものとして、市の花に選定された。</p>	<p>【目的】 緑多い八幡町の自然の中に町の木「桐」、町の花「やまゆり」に深い愛着を持続し、保護し、育成に努めて、我が町を明るくあらしめる。</p> <p>【選定】 町民に公募し、昭和55年3月13日決定</p> <p>【内容】 町の木...桐 (選定理由) 桐の木は生長が早いうえに、幹はまっすぐで高く、伐採すれば二代・三代と良質の若木を出して成長する縁起の良い銘木である。しかも、紫の気品ある花は、豊かな自然に恵まれた本町に調和した木である。</p> <p>町の花...やまゆり (選定理由) 学名「黄金のユリ」とも称するやまゆりは、東日本系を代表するユリで花が大きく夏の日に照り映える様はまさに黄金のように美しい。子孫を絶やさぬようその繁殖力の旺盛なことからやまゆりを町の花とし、町の限らない発展と隆盛を希う。</p>	<p>【目的】 健康で明るく住みよいまちづくりの思想普及のシンボルとするため</p> <p>【選定】 昭和50年に町民公募により決定</p> <p>【内容】 町の木...あかまつ あかまつは、町内の山野に広く自生し、常緑で風雪に耐え、その容姿が端正で気品高くおくゆかしい。古くから松山町の「まつ」として親しまれ町草ともなっている。</p> <p>町の花...つつじ つつじは、町内の山野に自生し、庭園などをにぎやし盆栽としても多くの人々に親しまれ極めて大衆的である。 また、雪の重さにも耐え常緑で、しかもみごとな花を咲かせ、白つつじ(琉球種など)は丈夫で適応性に富んでいる。</p>	<p>【目的】 平田町をより良い町にするため、住みよく明るい緑豊かなまちづくりの思想を広く普及するための一つのシンボルとするため</p> <p>【選定】 平田町誕生25周年記念事業の一つとして、町民憲章の制定、町木・町花の選定を行った。町木・町花の選定にあたってはアンケート調査等を実施、町内各種団体の代表者等からなる制定委員会にて選定の理由などを検討のうえ、決定した。(昭和55年3月12日制定)</p> <p>【内容】 町の木...杉 直木(スギ)またはすくすくのびる木の意からスギと呼ばれる。良質の杉材の産地として、町民の精神的な支え、産業振興及び町発展に欠かせない貴重な木である。</p> <p>町の花...ミスミソウ(雪割草) 地味な野草であるが本町の沢には多く見られる。雑木のなかで他の木々が眠りからさめやらぬうちに、春の日差しを一杯受けて生育する姿は本町のひとつの歩む道を示唆、また「郷土の自然」を誇る植物としてふさわしい。</p>	<p>市の花・木については、新市で市民の意向等を取り入れ新たに制定する。ただし、市の鳥等については、制定するかどうかも含めて新市で検討することとする。</p>
	<p>町の鳥</p> <p>【目的】 イヌワシに代表される本町の素晴らしい自然を子々孫々の代まで伝え残し、永遠の維持、繁栄を図ることから「イヌワシ」を町の鳥として定めた。</p> <p>【選定】 平成9年12月18日に自然保護の高まりの中から町が制定した。</p> <p>【内容】 町の鳥...イヌワシ (選定理由) 本町の鳥海山南麓地域の優れた自然環境は、数多くの多種多様な希少野生動物種を有し、特にイヌワシに代表される大型猛禽類が生息する地域として知られる。イヌワシが天空を飛翔する姿は勇壮で高貴に満ちあふれ、見るものに感動を与える。さらに、イヌワシは長い本町の歴史の中で自然が産んできた財産であり、自然の産物でもある。</p>			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(2)市の木・花等、宣言及び表彰制度については、合併後、新市において制定する。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
宣言				新市で定めることとする。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐこととする。
交通安全都市宣言 昭和37年3月26日酒田市議会可決 産業安全都市宣言 昭和41年3月28日酒田市議会可決 暴力追放都市宣言 昭和46年6月4日酒田市 平和都市宣言 平成7年6月21日酒田市議会可決	交通安全町宣言 昭和37年3月12日八幡町	交通三悪追放町宣言 昭和37年3月15日松山町	非核平和都市宣言 平成7年9月20日平田町議会可決	
表彰(特別功勞表彰、功勞表彰)				
【概要】 広く公共の福祉、市勢の進展に尽くし、功勞特に顕著であって他の模範となるべきものを表彰するもので、特別功勞表彰、功勞表彰及び市民表彰がある。 【表彰審査委員会】 被表彰者の選考に関する市長の諮問事項を審議するため、酒田市表彰審査委員会を設置し、市長が委嘱している。委員会の委員は9名とし、任期は2年である。 【表彰の時期】 毎年11月の市長が定める日に行うとなっているが、特別の事情があるときは随時行うこともできる。	【概要】 広く公共の福祉、町勢の進展に尽くし、功勞特に顕著であって他の模範となるべきものを表彰する。 【表彰審査委員会】 被表彰者の選考に関する町長の諮問事項を審議するため、八幡町表彰審査委員会を設置し、町長が委嘱している。委員会の委員は10名とし、任期は2年である。 【表彰の時期】 2年に1度開催される八幡町竣工式において表彰しているが、特別の事情があるときは随時行うこともできる。	【概要】 松山町における公共の福祉と町勢の進展につくし、功勞特に顕著であり他の模範となるべきものを表彰する。 【表彰審査委員会】 表彰該当者(団体含む。)その他表彰に関する事項を調査、審査させるため、表彰審査委員会を設置。委員会は、助役を会長とし、教育長、各課長、局長、次長及び係長若干名で構成する。 【表彰の時期】 毎年11月1日、必要に応じ随時行うこともできる。	【概要】 地方自治の進展に貢献し、その功績が顕著であって他の模範となるべきもの等を表彰する。 【表彰審査委員会】 被表彰者の選考に関する町長の諮問事項を審議するため、表彰審査委員会を設置し、町長が委嘱している。委員会の委員は5名以内とし、任期は2年である。 【表彰の時期】 毎年1月に行うとなっているが、特別の事情があるときは随時行うこともできる。	
名誉市・町民表彰				
【概要】 社会の発展及び文化の興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。酒田市名誉市民は、本市住民又は、本市と特別に縁故の深い者で、政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会の進展に貢献し、市民から等しく郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められる者について、市長が議会の同意を得て定める。名誉市民となるべき者が死亡したときは、故人に対し議会の同意を得て特別名誉市民の称号を贈ることができる。また、外国人で、本市との国際的な友好親善その他の目的で特に貢献した者について、市長は議会の同意を得て、酒田市国際親善名誉市民の称号を贈ることができる。 【特典及び待遇】(国際親善名誉市民を除く) (1)市の公の式典への参列 (2)功勞金の支給 1,000,000円 (3)逝去の際における相当の礼をもってする弔慰 【名誉市民選考審査会】 名誉市民の選考に関する市長の諮問事項を審査するため、酒田市名誉町民選考審査会を置く。審査会の委員は10人以内。 【名誉市民】 土 門 拳 加 藤 千 恵 中 村 恒 弥 【特別名誉市民】 前 田 巖	該当なし	【概要】 社会の発展興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。要件としては、松山町の町民又は町と特別に縁故の深い者で、政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会の進展に貢献し、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されていると認める者とし、議会の議決を得て名誉町民の称号を贈るもの。 【表彰及び功績の公表】 表彰状と功勞金を贈り、功績を公表するとともに、永く顕彰する。 【特典及び待遇】 (1)町の公の式典への招待 (2)逝去の際における相当の礼をもってする弔慰 (3)その他必要と認める特典 【名誉町民】 原 のぶ子	【概要】 社会の発展及び文化の興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。平田町名誉町民は、本町町民又は、本町と特別に縁故の深い者で、政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会の進展に貢献し、町民から等しく郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められる者について、町長が議会の同意を得て定める。名誉町民となるべき者が顕彰以前に死亡したときは、故人に対し名誉町民の称号を追彰する。 【特典及び待遇】 (1)町の公の式典への招待 (2)死去の際における相当の礼をもってする弔慰 (3)その他必要と認める待遇及び特典 【名誉町民選考審査会】 名誉町民の選考に関する町長の諮問事項を審査するため、平田町名誉町民選考審査会を置く。審査会の委員は10人以内。 【名誉町民】 新 田 嘉 一	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 姉妹都市及び友好都市の協定(盟約)を結んでいる都市との国際交流・国内交流については、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
国際交流				
<p>姉妹都市「ジェレズノゴルスク・イリムスキー市」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>昭和54年10月8日、ウラン・ウデ市で開催された、第7回日ソ沿岸市長会議において、ジェレズノゴルスク・イリムスキー市と姉妹都市の盟約を締結した。(人口3万8千人、主要産業は鉱業と木材産業)</p> <p>以来、毎年相互に訪問し青少年・スポーツ・文化・医療・経済と多くの分野で交流を重ねている。</p> <p>平成13年度は、民族舞踊使節団24名が本市を訪問し、生涯学習フェスティバルで公演。ロシア語教室の生徒や小・中学校を訪問し児童・生徒、市民レベルでの交流を行った。</p> <p>平成14年度は、市議会議長を団長に、酒田混声合唱団コーロプリモ一行34名がジェレズノ市を訪問し、地元の文化サークルと意見交換をするとともに、ジェレズノ市とイギルマ地区2か所の文化会館で公演を行い、超満員の会場で大歓声を浴び、大好評を博した。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>友好都市「唐山市」との交流</p> <p>【概要】(交流の記録は別紙参照)</p> <p>酒田大火のあった昭和51年7月、唐山市は大地震に見舞われ約24万人が死傷した。そして、災害から見事に復興を果たした都市同士として平成2年7月26日、唐山市と友好都市の盟約を締結。以来、毎年相互に訪問し、スポーツ・教育・文化・農業・経済と幅広い分野で交流を重ねている。唐山市は、北京の東154kmに位置し人口684万人の重工業都市で、石炭・鉄鉱・原油の地下資源に恵まれ、セメント・電力・陶器・塩などの生産が盛ん。穀物・果実・水産物も豊富で、特に栗は有名。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 姉妹都市及び友好都市の協定(盟約)を結んでいる都市との国際交流・国内交流については、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
国内交流				現行どおり新市に引き継ぐものとする。
<p>友好都市「東京都北区」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>本市出身の学生が寄宿する学生寮(荘内館)が北区にある縁で昔から荘内館周辺の地区住民と保護者の間で交流があったことから、平成7年10月21日に災害援助協定、平成9年4月19日に友好都市の盟約を締結した。盟約締結前の平成4年度より区民祭りや酒田祭りへの相互参加をはじめ、平成5年度からは小学生の農業体験や都会生活体験等の児童交流や文化交流、家庭婦人バレーボール等のスポーツ交流、防災訓練への参加、区民まつりへの出店・参加、東京北・酒田みなとライオンズクラブの友好協定締結など、幅広い分野で市民レベルの交流を重ねてきた。</p>	<p>友好町「沖縄県東村」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>町主催の人材育成塾生の研修で東村を訪れたことをきっかけに、平成7年2月の東村児童29名の来訪から、両町村児童の相互交流が始まった。冬には東村の6年生児童全員が八幡町を来訪、夏には八幡町の児童が40名が東村を訪問する形で、異文化体験をメインメニューにしている。それぞれの町村民の翼などでの民間交流も盛んで、農家がお互いの物産をやり取りして、それぞれの直売施設等で販売する産業の交流も行っている。児童交流が10回目を迎えた平成16年10月1日、町制施行50周年を記念しさらなる交流を目指し、友好町村協定を締結した。</p>	<p>友好町「宮城県松山町」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>同じ町名の機縁から親善交流が始まり、昭和57年7月9日に友好町の盟約を締結した。昨年は「友好町盟約締結20周年記念式典」が宮城県松山町で行われ、本町から各団体の代表約30名が参加した。その他各種団体等において、それぞれ交流が行われている。</p>	<p>友好町「岐阜県平田町」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>同じ町名という親しみから交流が始まり、平成7年11月2日に友好町の盟約を締結した。盟約締結前の平成4年度より毎年夏休みに子どもたちが交互に訪問している。</p>	
<p>「東京都武蔵野市」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>昭和63年11月7日に武蔵野市消防団が、酒田大火の様子や消防団の活動、街をどう復興したか等の視察で来酒。この視察をきっかけに消防団の交流と相互訪問が始まる。平成元年6月12日「武蔵野市消防団・酒田市消防団友好消防団の盟約を締結(全国初の消防団の盟約締結)」。平成6年8月「武蔵野市交流市町村協議会」に加盟(平成3年8月設立。武蔵野市ほか全国8市町村が参加)。平成7年10月23日「災害援助協定を締結」。平成13年10月アンテナショップ「麦わら帽子」を設置。また、平成5年より児童交流をはじめ文化・行政・市議会・消防団の交流やロータリークラブの友好クラブ締結、青空市等のイベント参加など、幅広く市民交流と相互訪問を行ってきた。平成9～14年度まで第5小学校が飛島でセカンドスクールを実施した。</p>		<p>友好町「鹿児島県松山町」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>同じ町名の機縁から親善交流が始まり、平成7年12月24日に友好町の盟約を締結した。平成6年度からは青少年相互交流事業が始まった。夏(7月)に本町の児童が鹿児島を訪れ、冬(12月)に鹿児島の児童が本町を訪れ、それぞれホームステイをし、交流を深める。</p>		

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 国際交流活動については、支援を継続する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
国際交流活動				
<p>酒田市国際交流サロン企画運営委員会</p> <p>【概要】 平成13年4月、国際交流サロン利用者を代表して、外国出身者と日本人が相互理解し交流できる活動を考え実施することを目的とし、外国出身者と日本籍住民との交流イベントを企画・実施するため、国際交流サロン企画運営委員会を設置し、市民のボランティアにより運営している。</p> <p>【役員構成】 会長は外国出身者、副会長は日本籍住民、会計は国際交流推進員、委員は12名以内で外国出身者と日本籍住民が約半分ずつ。</p> <p>【活動内容】 国際交流サロン利用者の意見・要望をとりまとめる。 国際交流活動を企画、実施する。 国際交流活動のための調査・研究。 16年度の活動としては、 甚句流し(8/6) 国際交流サロンまつり(9/12) 外国人施設巡り(12/16) 外国料理交流会(年3回)</p>	<p>八幡町国際交流センター</p> <p>【概要】 平成15年4月、外国出身者の学習を支援し、地域住民との交流イベントを企画・実施、また外国出身者またその家族の相談を受ける窓口事業を実施するため、国際交流センターを設置し、町民のボランティアにより運営している。</p> <p>【役員構成】 会長は中央公民館長、副会長は外国出身者と地域住民、会計は国際交流推進員、役員は9名で外国出身者と地域住民が参加している。</p> <p>【活動内容】 16年度の活動として やさしい日本語教室(4~6月) 「楽しく調理実習」(7月) 夏まつり盆踊り(8月) 鳥海高原祭り(9月)</p>	<p>該当なし</p>	<p>日本語学習会(ボランティアによる)</p> <p>【概要】 町内在住の外国人花嫁が日本語を上手に習得できるように補助することを目的として、平成14年1月、ボランティア講師による日本語学習会サークルが発足。町民3名を講師とし、学習受講者は中国・韓国からの花嫁を中心とする8名(町内7名、町外1名)</p> <p>【役員構成】 代表1名</p> <p>【活動内容】 毎週水曜日の午後7時~9時、農村環境改善センターにて開催。平田町日中友好協会よりテキストの寄附を受けている。また、同会員との交流会や料理教室も行っている。</p>	<p>それぞれの団体の活動に対する支援は継続する。</p>
<p>日本語支援ボランティア「べにはな会」</p> <p>【概要】 外国出身者に日本語指導をボランティアで行うことを目的とする。</p> <p>【役員構成】 会長(1名)、副会長(3名)、会計(2名)、研修部長(1名)、教材部長(1名)</p> <p>【活動内容】 外国出身者に対する日本語教室のほか、会の活動として以下を予定している。 新規ボランティア短期養成講座(4月) 会員のブラッシュアップ講座(12月、1月) 他教室の見学と交流(秋田市日本語教室) 花見(4月) クリスマスパーティー(12月)</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(5)ふるさと会については、支援を継続し、新市で連合組織を検討する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>ふるさと会</p> <p>ふれあい酒田</p> <p>【概要】 酒田というキーワードで、同郷同士が理事会や総会・懇親会で親睦を深める。本市と関わりのある会員を通じて、本市の最新情報(社会基盤、企業誘致、観光、物産)を首都圏に向け発信し、本市に有益な首都圏の情報を受信することを目的として、平成10年11月1日、首都圏に在住する本市出身者及び本市に縁のある方で組織する「ふれあい酒田」が設立された。</p> <p>【会員】 設立当初400名、現在1,000名(平成15年3月末現在)</p> <p>【役員】44名 名誉会長(酒田市長) 顧問(北区長、武蔵野市長) 相談役(4名) 監事(2名) 会長(1名) 副会長(3名) 理事(33名)</p> <p>【具体的な活動】 会員間の情報を掲載した情報誌の発行(ブックレット) ふるさと再探訪ツアーの実施(港まつり、寒鰯まつり、雛街道) 会員に対して情報チラシの発行(随時) ホームページの管理運営 総会・懇親会の開催(12月5日)</p>	<p>庄内やわた会</p> <p>【概要】 会員相互の親睦融和を図るとともに、八幡町との情報交換を密にし、その発展に寄与することを目的として、平成2年11月17日、首都圏に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で組織する「庄内やわた会」が設立された。</p> <p>【会員】 現在450名(平成16年3月末現在)</p> <p>【役員】18名 顧問(1名) 監事(2名) 会長(1名) 副会長(4名) 幹事(10名)</p> <p>【具体的な活動】 総会・懇親会の開催 ふるさと応援活動 会報の発行</p>	<p>東京松山会</p> <p>【概要】 ふるさとへの思いを語り、情報交換等を行い、会員相互の親睦を深めることを目的として、首都圏に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で昭和30年に組織された。したがって、平成17年に結成50周年を迎える。</p> <p>【会員】 約150名</p> <p>【役員】 代表幹事含め約10名</p> <p>【具体的な活動】 年1回の総会と懇親会の開催 会報の発行 ふるさと応援活動</p> <p>酒田松山会</p> <p>【概要】 ふるさとへの思いを語り、情報交換等を行い、会員相互の親睦を深めることを目的として、酒田市に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で平成4年に組織された。</p> <p>【会員】 約350名</p> <p>【役員】 会長、副会長、幹事長含め12名</p> <p>【具体的な活動】 年1回の総会と懇親会の開催 ふるさと応援活動 昨年度10周年記念事業「松山能」</p> <p>鶴岡松山会</p> <p>【概要】 ふるさとへの思いを語り、情報交換等を行い、会員相互の親睦を深めることを目的として、鶴岡市に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で組織された。</p> <p>【会員】 約70名</p> <p>【役員】 会長、副会長含め5名</p> <p>【具体的な活動】 年1回の総会と懇親会の開催 ふるさと応援活動</p>	<p>首都圏ふるさと平田会</p> <p>【概要】 昭和60年6月設立。</p> <p>【設立趣旨】 首都圏に住んでいる平田町出身者およびゆかりのある人が親睦、情報交換や郷土の発展を語り合うとともに福祉の増進につとめるといったことを目的とする。</p> <p>【会員】 現在773名</p> <p>【役員】24名(含 会長) 顧問(7名) 監事(2名) 理事(15名)</p> <p>【具体的な活動】 総会、懇親会開催 会報「ふるさと庄内ひらた」発行(年2回) ふるさと平田町へ図書、桜の寄贈 めんたままつり、ふるさとクーポン</p>	<p>支援を継続し、新市で連合組織を検討することとする。</p>

協議第 17 号

協定項目 22

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

消防団の取扱いについて

消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3 年を目途に組織の統合を図る。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目22	消防団の取扱いについて
調整方針(案)	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目途に組織の統合を図る。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

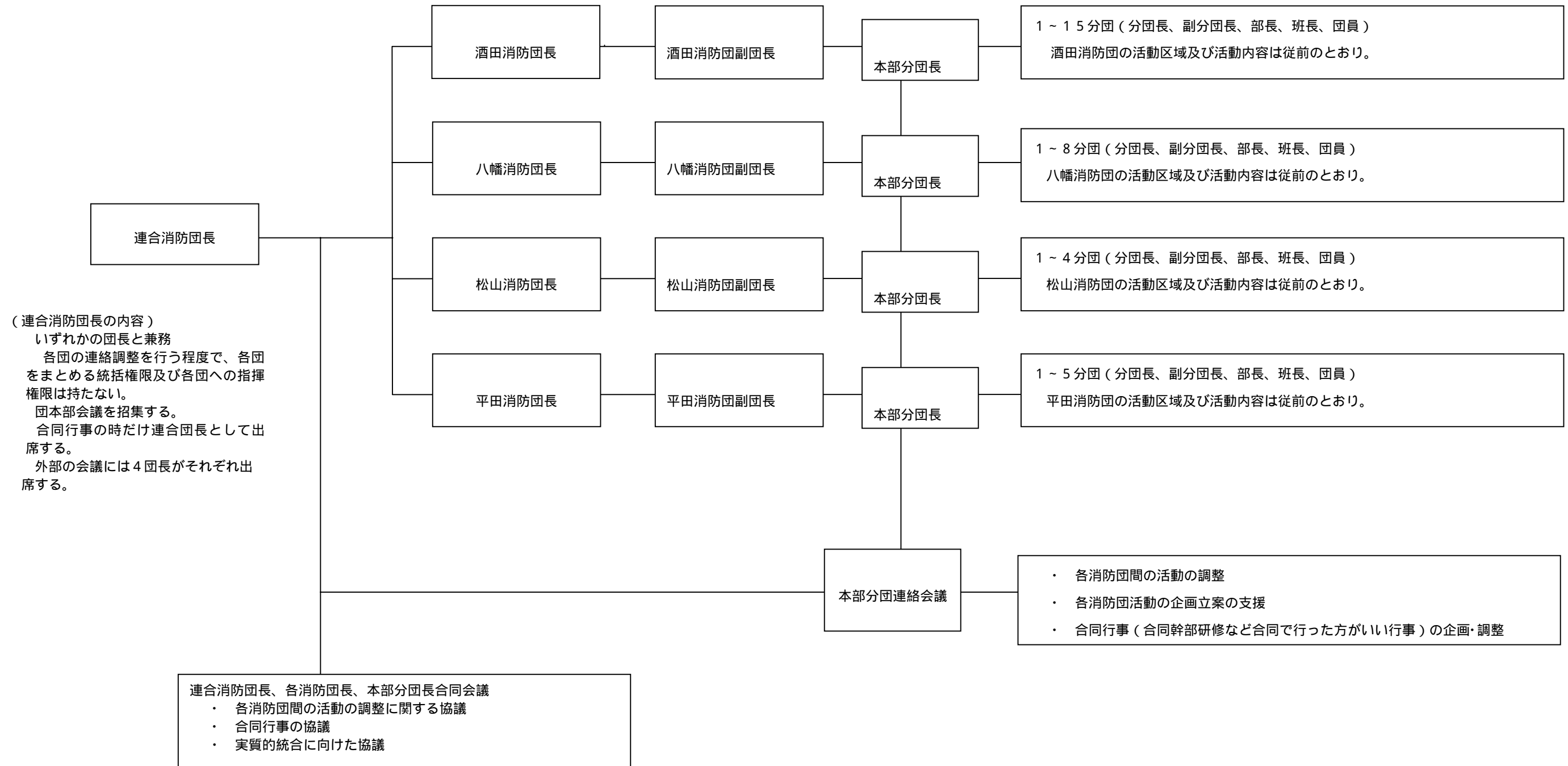
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
消防組織機構				
<p>酒田市消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長2名、 団本部3名(団本部分団長)</p> <p>第1分団(市街地中央部、北部) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員38名 計48名</p> <p>第2分団(市街地東部、北部) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員39名 計49名</p> <p>第3分団(市街地南部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長3名、団員28名 計35名</p> <p>第4分団(西平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長4名、団員42名 計52名</p> <p>第5分団(飛鳥地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長12名、団員69名 計89名 (男49女40)</p> <p>第6分団(西荒瀬地区) 分団長1名、副分団長1名、部長7名、 班長8名、団員64名 計81名</p> <p>第7分団(新堀地区) 分団長1名、副分団長1名、部長7名、 班長8名、団員76名 計93名</p> <p>第8分団(広野地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長9名、団員71名 計91名</p> <p>第9分団(袖浦地区) 分団長1名、副分団長2名、部長7名、 班長11名、団員110名 計131名</p> <p>第10分団(東平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長10名、団員83名 計104名</p> <p>第11分団(中平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長9名、団員79名 計79名</p> <p>第12分団(北平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長7名、団員70名 計85名</p> <p>第13分団(上田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長8名、 班長8名、団員60名 計78名</p> <p>第14分団(本楯地区) 分団長1名、副分団長1名、部長10名、 班長10名、団員82名 計104名</p> <p>第15分団(南遊佐地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長8名、団員58名 計74名</p>	<p>八幡町消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長2名、団本部10名</p> <p>第1分団(市条地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長4名、団員26名 計35名</p> <p>第2分団(市条地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員43名 計53名</p> <p>第3分団(観音寺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長6名、団員67名 計79名</p> <p>第4分団(観音寺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長7名、団員47名 計59名</p> <p>第5分団(大沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員34名 計44名</p> <p>第6分団(大沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員26名 計36名</p> <p>第7分団(日向地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長7名、団員42名 計55名</p> <p>第8分団(日向地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長5名、団員17名 計26名</p>	<p>松山町消防団(組織及び定員) 本部分団 団長1名、副団長1名、分団長1名、 副分団長1名、部長1名、班長1名、 班員5名 計11名</p> <p>第1分団(南部地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長4名、団員54名 計62名</p> <p>第2分団(山寺、松嶺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長6名、団員70名 計80名</p> <p>第3分団(内郷地区東北部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長5名、団員42名 計51名</p> <p>第4分団(内郷地区南西部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長6名、団員56名 計66名</p>	<p>平田町消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長1名、本部1名(本部分団長)</p> <p>第1分団(山元、田沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長8名、団員61名 計74名</p> <p>第2分団 (中野俣地区、海ヶ沢、鹿島、丸山、道屋敷) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長6名、団員45名 計56名</p> <p>第3分団 (吉ヶ沢、本宮、中村、円道、山谷、山谷新田 新山、檜橋、ポンプ2号車含む) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長9名、団員62名 計77名</p> <p>第4分団(郡鏡地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長10名、団員69名 計85名</p> <p>第5分団(飛鳥、砂越地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長8名、団員62名 計76名</p>	<p>消防団については、現在の1市3町の消防団をそのまま新市に引き継ぐものとする。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目処に統合するものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 2	消防団の取扱いについて
調整方針(案)	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目途に組織の統合を図る。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

新市消防団組織図(案)



協議第19号

協定項目24 - (1)

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

納税関係事業の取扱いについて

- (1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。
- 市税の督促手数料については、70円とする。
 - 口座振替の領収通知については、年1回とする。
 - 納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力する。
 - 納税啓発活動については、新市で検討する。
 - 納期については、1か月に2つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は5月とし、市民税の納期は4期として偶数月、固定資産税は6期として奇数月と2月とし、他の税については現行のとおりとする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市町村民税(個人) 収納管理	【収納管理】 口座振替分 収納：領収通知発送(各納期毎) 未納：口座振替不納通知書及び納付書発送 納期限後20日以内に督促状発送 現金納付分 未納：督促状発送				現行のとおりとする。
	収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り ・消込データの管理(職員による)		収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り (山形日情システムズに委託) ・消込データの管理(職員による)	収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り ・消込データの管理(職員による)	
市町村民税(法人) 収納管理	【事務手順】 消込用台帳作成 消込(随時) 納入済通知書により消込(手処理による) 収納管理は電算処理されていない 滞納督促活動は他の市税等と同様に実施				
市町村民税(法人) 督促状発送	【概要】 納期の翌月20日以内に未納法人をリストアップし、未納の法人に対して電話催告や訪問徴収を実施している。 【実施期日】 毎月20日以内(年間計画による)				
延滞金徴収	【概要】 以下の場合に延滞金を徴する。 全税：納期限後に納付又は納入する納付金 【利率】 納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%)ただし、7.3%の割合について平成16年1月1日以後の期間に対応するものは、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において当該特例基準割合(0.1%未満切捨て) 【運用】 徴収している。				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																														
公示送達	<p>【概要】 賦課徴収又は還付に関する書類について送付すべき者の住所が不明又は送付が困難な場合に、送達に替え、市の掲示板上に掲示して告示する。</p> <p>【掲示書類】 納税者の住所、氏名、送達すべき書類の名称を記載した公文書</p> <p>【実施期間】 郵便物の返戻後調査を行い、納期限の変更を行った後に公示(掲示を始めた日から起算して7日間)</p>				現行のとおりとする。																														
税の徴収	<p>【繰上徴収】 納税者に破産事件又は競売事件が発生した場合に実施している。</p> <p>【過誤納金、還付金、還付加算金、充当、時効手続】 地方税法の規定により5年 還付金、加算金</p> <p>【督促の要件、時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納処分的前提としての法定行為として督促状を発送 ・ 納入義務の履行遅延に対する催告効果として督促状を発送 ・ 納期限後20日以内に発送(発送日は年間計画による) <p>【振替納税の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関等の窓口に依頼書を配置 ・ 広報を通じたPR活動 ・ 徴税吏員による勧誘活動 ・ 自主納付者へ依頼書を送付 <p>【徴収権の時効、中断、停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者の実態調査に基づき、執行停止処分を実施 ・ 執行停止後3年経過、即時消滅、時効の処分を実施 <p>【不服申立て期間、手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法に規定する期間 																																		
市・町税の滞納処分、差押	<p>【滞納処分関係】 租税力調査 収入、預貯金、資産、家族構成その他</p> <p>【調査関係】 預貯金調査 勤務先へ給与照会 その他関連活動 担税力調査：収入、預貯金、資産、家族構成等</p> <p>【交付要求・自己破産】 強制競売事件における交付要求及び参加差押</p> <p>【滞納処分停止・取消し】 無財産、生活困窮、自己破産、行方不明 実施時期：随時</p>																																		
	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>4件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>8件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>133件</td></tr> </table>	電話加入権	4件	不動産	8件	動産	0件	債権	133件	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>7件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	0件	動産	0件	債権	7件	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	0件	動産	0件	<p>【差押え】 14年度差押え実績</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>3件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>33件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	3件	動産	0件	債権	33件	
電話加入権	4件																																		
不動産	8件																																		
動産	0件																																		
債権	133件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	0件																																		
動産	0件																																		
債権	7件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	0件																																		
動産	0件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	3件																																		
動産	0件																																		
債権	33件																																		

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 市税の督促手数料については、70円とする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市・町税の督促、催告	【未納情報作成】 ・事務手順 消込処理後、未納者リストは随時に作成可能 【督促状の発送】 ・事務手順 督促状電算打ち出しの年間計画作成 消込処理 督促状打ち出し 納付者の抜き取り 郵送 全過程とも庁内処理 納付書の抜き取り 郵送は庁内処理 督促状電算打ち出しは委託、その他庁内処理				督促手数料については、70円とする。
	【催告書の発送】 ・事務手順 催告書打ち出しの年間計画作成 督促状発送後、一定時点までの未納者対象				
	催告書打ち出し 納付者の抜き取り (封入) 郵送 一斉催告の発送：年5回～6回 他の催告は随時に手処理にて 作成し郵送 【督促手数料】 50円	催告書作成(手作業) 郵送 一斉催告の発送：年5回～6回 他の催告は随時に手処理にて 作成し郵送 【督促手数料】 100円	催告書打ち出し 納付者の抜き取り (封入) 郵送 一斉催告の発送：年数回 【督促手数料】 100円	催告書打ち出し 納付者の抜き取り (封入) 郵送 一斉催告の発送：年4回～6回 他の催告は随時に電話催告等を行う 【督促手数料】 100円	

督促状については、市は葉書きを使用し、3町は封書を使用していたため、督促手数料の金額が異なっていたが、督促状はシーラー(三つ折はがき)を使用することで統一し、そのコストを計算した結果、督促手数料は70円が妥当ということになった。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 口座振替の領収通知については、年1回とする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
口座振替	<p>【口座振替依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要 口座振替依頼書で口座振替の申込み 対象者 納税義務者 <p>【収納管理】</p> <p>口座振替分 収納：領収通知発送(各納期毎) 未納：口座振替不納通知書及び納付書発送 納期限後20日以内に督促状発送</p>				<p>領収通知については、 年1回とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の県内所在の各本支店 (郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の7営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 酒田市へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の町内所在の支店及び 山形銀行酒田支店(郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の14営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 八幡町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関・徴税等の口座振替のみに限る金融機関(郵便局は町内) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の5営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 松山町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の県内所在の各本支店 (郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の5営業日前までに) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 平田町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 督促状とともに再発納付書を郵送 	
	<p>【領収通知の発行】</p> <p>口座振替データにて領収通知作成 郵送</p>				
	<p>【納期限及び口座振替日】</p> <p>納期限は条例で定める日 口座振替日は納期限の日 口座振替日は当初課税通知書に日程を記載</p>				
	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円50銭 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力する。 納税啓発活動については、新市で検討する。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
納税貯蓄組合				
<p>【名称】 酒田市納税貯蓄組合連合会 役員18名</p> <p>【目的】 徴収機関と密接な連携を保ち、納税貯蓄組合の健全な発展を図り納税思想の普及涵養につとめ、納税成績の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 旧村単位に地域の納税組合長の中から1名ずつ12名、市街地の同組合長から6名を選出</p> <p>【活動内容】 税知識の普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及拡大</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 山形県総合交付金 313千円</p> <p>【その他】 報償費から853千円</p> <p>【報奨金】 各納税組合(地区納税組合)への報奨金7,960千円</p> <p>【事務局】 酒田市納税課</p>	<p>【名称】 八幡町納税推進協議会 役員8名</p> <p>【目的】 納税思想の高揚に努め、納税の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 旧村単位に地域の区長の中から2名を選出</p> <p>【活動内容】 平成16年度組織を全面廃止。</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 八幡町交付金 200千円</p> <p>【その他】 報償費無し</p> <p>【報奨金】 無し</p> <p>【事務局】 八幡町税務住民課</p>	<p>【名称】 松山町納税貯蓄組合連合会 役員8名</p> <p>【目的】 納税機関と納税貯蓄組合との相互連絡協調を図り、組合事務の改善及び納税思想の高揚に努め、あわせて納税成績の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 43自治会中、19地区の納税組合長の中から8名を選出</p> <p>【活動内容】 納税思想普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 山形県総合交付金 110千円</p> <p>【その他】 報償費から162千円</p> <p>【報奨金】 382千円</p> <p>【事務局】 松山町税務町民課</p>	<p>【名称】 平田町納税推進協議会 区長39名</p> <p>【目的】 納税者の納税思想の高揚と納税の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 地区代表としての区長39名から構成される区長会の会長、副会長</p> <p>【活動内容】 税知識の普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及拡大</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 無し</p> <p>【その他】 報償費無し</p> <p>【報奨金】 無し</p> <p>【事務局】 平田町税務町民課</p>	<p>納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力することとする。 納税啓発活動については、新市で検討していくものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 納期については、1 か月に 2 つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は 5 月とし、市民税の納期は 4 期として偶数月、固定資産税は 6 期として奇数月と 2 月とする。なお、他の税の納期については現行のとおりとする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
納期	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人市民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 7月16日から同月31日まで 12月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 固定資産税と同時 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月15日から同月30日まで 8月15日から同月25日まで 10月15日から同月25日まで 12月15日から同月25日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月15日から同月30日まで 7月15日から同月25日まで 9月15日から同月25日まで 11月15日から同月25日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 都市計画税 固定資産税と同時 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 9月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 12月16日から同月25日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 該当なし 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(6期) <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 7月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月25日まで 2月16日から同月28日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 該当なし 	<p>納期については、1 か月に 2 つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は 5 月とし、市民税の納期は 4 期として偶数月、固定資産税は 6 期として奇数月と 2 月とする。なお、他の税の納期については現行のとおりとする。</p> <p>まとめると、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで (軽自動車税) (固定資産税) 6月16日から同月30日まで (個人市民税(普徴)) 7月16日から同月31日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 8月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) 9月16日から同月30日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 10月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) (国民健康保険税) 11月16日から同月30日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 12月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) (国民健康保険税) 1月16日から同月31日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 2月16日から同月末日まで (固定資産税) (国民健康保険税)
	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月16日から同月31日まで 8月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 10月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月15日から同月25日まで 8月15日から同月25日まで 9月15日から同月25日まで 10月15日から同月25日まで 11月15日から同月25日まで 12月15日から同月25日まで 1月15日から同月25日まで 2月15日から同月25日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月16日から同月31日まで 8月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 10月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 		

協議第 20 号

協定項目 24 - (2)

防災関係事業の取扱いについて

防災関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

防災関係事業の取扱いについて

- (1) 地域防災計画は、合併までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。
- (2) 防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。
- (3) 自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。
- (4) 災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。
- (6) 水難救助員及び救難所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 地域防災計画は、合併時までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
地域防災計画及び防災会議				
【酒田市地域防災計画】 ・平成14年9月全面改訂 風水害対策編 第1編 風水害等共通対策編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策 第4章 災害復旧計画 第2編 個別災害対策編 第1章 水防対策計画 第2章 火山災害対策計画 第3章 雪害対策計画 第4章 海上災害対策計画 第5章 航空事故災害対策計画 第6章 鉄道事故災害対策計画 第7章 道路事故災害対策計画 第8章 林野火災対策計画 第9章 風害対策計画 震災対策編 第1編 震災対策編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策 第4章 災害復旧計画	【八幡町地域防災計画】 ・平成16年3月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第2編 災害予防対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 緊急対策 第2章 応急対策 第4編 災害復旧計画 第5編 地震対策計画 第1章 予想される被害等の状況 第2章 災害予防対策計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	【松山町地域防災計画】 ・平成10年3月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第2編 災害予防対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 緊急対策 第2章 応急対策 第4編 災害復旧計画 第5編 地震対策計画 第1章 予想される災害等の状況 第2章 災害予防対策計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画 資料編	【平田町地域防災計画】 ・平成15年5月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第4章 防災関係機関の事務又は事務の大綱 第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急計画 第3章 災害復旧・復興計画 第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急計画 第3章 災害復旧・復興計画 第4編 個別災害対策編 第1章 雪害対策水防対策計画 第2章 道路災害対策 第3章 鉄道災害対策 第4章 航空災害対策	地域防災計画は、合併時までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。
【酒田市防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 9名 8名 (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 2名 2名 (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1名 1名 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10名 14名 (5) 酒田市教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長 1名 1名 (7) 酒田市消防団長 1名 1名 (8) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから市長が任命する者 20名 18名	【八幡町防災会議】 ・指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ・山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 ・山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者 ・町長がその部内の職員のうちから指名する者 ・八幡町教育委員会教育長 ・消防団長及び酒田地区消防組合消防長 ・指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	【松山町防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 4名 4名 (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名 1名 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 12名 9名 (5) 松山町教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長及び消防団長 1名 1名 (7) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから町長が任命する者 5名 5名	【平田松山町防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名 1名 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 11名 11名 (5) 平田町教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長及び消防団長 1名 1名 (7) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから町長が任命する者 5名 5名	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。 (3) 自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
防災行政無線				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(61.895MHz・69.72MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(407.3125MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成6～7年度防災まちづくり事業(122,708千円) <ul style="list-style-type: none"> 6年度:基地局、大森山中継局、拡声子局10箇所を整備 7年度:拡声子局17箇所、戸別受信機21箇所を整備 平成9年度緊急防災基盤整備事業(46,145千円) <ul style="list-style-type: none"> 拡声子局14箇所 移動系防災行政無線の整備 昭和59～平成5年度単独整備分 車載型1台、可搬型1台、携帯型12台を整備 平成6年度消防防災施設整備補助金(8,479千円) 基地局、大森山中継局、車載型5台、可搬型3台、携帯型7台を整備 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(60.995MHz・69.765MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(466.225MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成7年度農業構造改善事業(265,920千円) 親局、親局代行、中継局、遠隔制御局2箇所 拡声子局23箇所、戸別受信機1,930台を整備 移動系防災行政無線の整備 主制御装置、中継局、遠隔制御装置2箇所、車載型7台、携帯型12台 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(69.48MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(466.30MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成8～9年度農林水産省補助事業(167,000千円) <ul style="list-style-type: none"> 親局、拡声子局23箇所、酒消1、農協1 戸別受信機 約1,560 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(69.150MHz・411.475MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。遠隔操作端末を酒田地区消防組合本部内に設置して、火災放送等の緊急放送体制を確保している。 移動系防災行政無線(466.2875MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成9～10年度総合情報施設整備事業(232,244千円)+平成10年度防災行政無線整備事業(町単独:12,382千円) <ul style="list-style-type: none"> 9年度:親局1局、遠隔制御1局、屋外拡声子局23箇所、戸別受信機745台を整備 10年度:拡声子局1箇所、戸別受信機1,351台 	<p>防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。</p>
その他消防・防災組織				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内23の地区単位で設立されている自主防災会の統括団体である自主防災協議会への指導・助言。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会務への支援(先進地視察先の選定や防災講演会の講師選定等への助言) 会報編集への協力 <p>【名称】 酒田市自主防災協議会</p> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害から市民の生命と財産を守るため、地域における自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供、意識の高揚を図ることを目的とする。 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進地視察、防災講演会の実施、婦人防火リーダー研修、会報の発行 <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会長1名、副会長3名、理事23名、監事2名 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市補助金交付要綱に基づき、1/2補助 補助金名:酒田市自主防災協議会補助金 	<p>八幡町自主防災組織等防災資機材整備補助金交付規程</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 自主防災組織の育成及びその活動の推進を図るため防災資機材を整備し、防災訓練等を実施する区に対し交付する。 補助の対象 (1)情報連絡用具 ハンドマイク・ラジオ等 (2)消火用具等 消火器・格納箱等 (3)救護用具 担架・救急医療セット等 (4)避難用具 ライト・腕章等 (5)救助用具 はしご・ロープ等 (6)給食給水用具 炊出釜・燃料等 補助金の額 整備費の2分の1、年20万円を限度とする。 <p>自主防災組織 8地区</p>	<p>自主防災組織 43自治会 補助等特になし</p>	<p>【平田町消防友の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員 22名 年会費 1,000円 活動 消防活動の啓発 消防団最高幹部OB対象 	<p>自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
災害時の相互応援支援協定				
【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20 ・酒田市と北区との災害時における相互援助協定(東京都北区) H7.10.21 ・酒田市と武蔵野市との災害援助協定(東京都武蔵野市) H7.10.23 ・本荘市・湯沢市・新庄市及び酒田市における災害援助協定 H9.2.13 ・災害時における酒田市内郵便局、酒田市間の協力に関する覚書 H9.9.17 ・酒田簡易保険総合センターと酒田市との災害時における協力協定 H13.11.26 ・酒田市と県生活協同組合県生活協同組合との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 H14.5.29 ・酒田市と山形県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定 H15.1.31	【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20	【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20	【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20	災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
山岳遭難対策				
該当なし	鳥海山麓遭難対策委員会 【目的】 鳥海山ろくにおける遭難者の捜索及び救護その他の事故に対し、必要な対策を行うことを以て目的とする。 【事務局】 事務所を役場総務課内に置き事務局を設け、兼務職員若干名を置く。 【編成】 八幡町消防団員、八幡町山岳会員その他の団体から町長の委嘱するもの及び酒田警察署員。 【役員】 委員長1名(町長) 副委員長(助役) 委員若干名 【出動】 遭難及びその他の事故により捜索救護を必要とし警察署長及び被災者家族等の要請があった場合委員会の協議により委員長の捜索救援隊出動命令に基づき出動するものとする。但し、委員長は緊急を要する事件と判断した時は、委員会の協議をまたず出動を命ずることができる。 【捜索隊】 ・捜索隊の任期は3年 ・隊員は約40名 【日当等】 ・日当 夏期 20,000円 冬期 28,000円(4時間以上) 夏期 10,000円 冬期 14,000円(4時間未満) 悪天候等は30%割増 ・宿泊料 実費 ・食費、交通費 1,500円 ・装備損料 2,000円 ・その他 実費 ・保険料 実費 ・日当等は依頼者負担	該当なし	【目的】 平田町内における山岳遭難者の捜索と救助を行い、事故防止を図る。 【組織】 会長(町長)以下委員12名	山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。

協議第 27 号

協定項目 24 - (10)

商工関係事業の取扱いについて

商工関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

商工関係事業の取扱いについて

- (1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。
- (2) 各種融資制度については、酒田市の例により合併時に統一する。
- (3) 雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。
- (4) 港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 商工会議所及び各商工会については、新市における一体的な商工業の振興が図られるよう、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかける。
- (6) 企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (7) 福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。
ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。
また、料金体系については、合併時に統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

酒田市中心市街地活性化基本計画の概要

中心市街地活性化基本計画の概要

基本計画策定日 平成12年5月31日(平成14年12月6日変更【直近】)
 中心市街地の位置 JR酒田駅から酒田港にかけて広がる商業地域を中心とした区域
 中心市街地の規模 263ha
 基本計画のテーマ 「W・A・L・K さかた」
 サブテーマ 「酒田まち物語創造のステージ」

中心市街地活性化の取り組み状況

市町村で実施した商業等活性化事業

[ハード事業]

名称 コミュニティ道路整備事業
 実施年度 平成12年9月~12月
 活用制度 商業・サービス業集積関連施設整備費補助金【経済産業省】

[ソフト事業]

名称 酒田市中心市街地活性化空き店舗入居者支援助成金
 実施年度 平成13年4月~
 活用制度 酒田市中心市街地活性化支援事業補助金【市】

TMOで実施した商業等活性化事業

[ハード事業]

名称 空き店舗活用支援事業(チャレンジショップ事業)
 実施年度 平成13年10月~
 活用制度 空き店舗活用支援事業補助金【県】
 酒田TMO商店街等活性化先進事業補助金【市】

名称 中心市街地活性化アクショングループ事業

実施年度 平成16年6月~
 活用制度 商店街等活性化事業(空き店舗)補助金【国】
 商店街等活性化まちづくり事業補助金【県】
 商店街等活性化アクション補助金【市】

市町村の概要

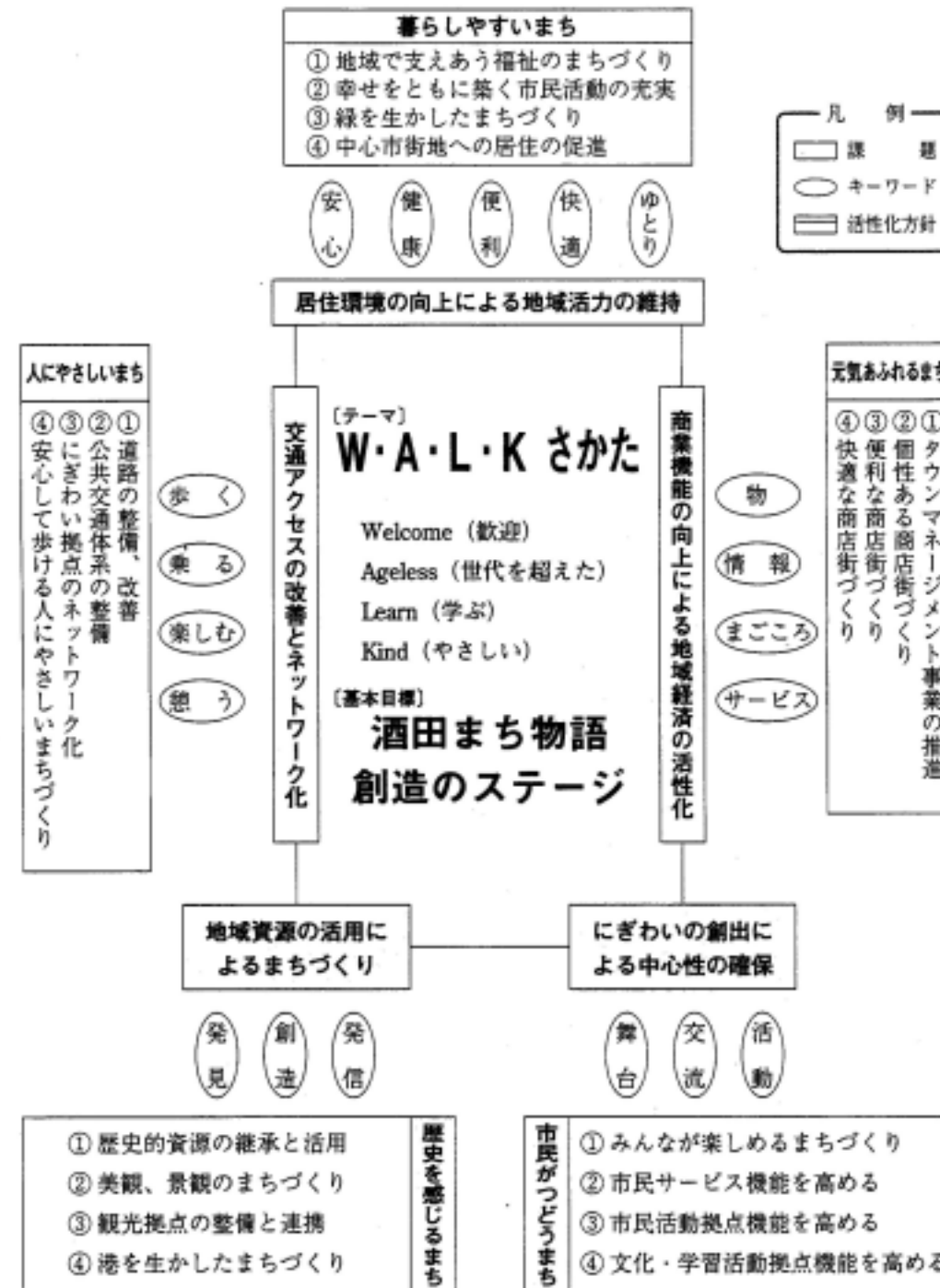
市町村名 山形県酒田市
 主要指標 人口 100,534人
 財政規模(歳出) 388億円
 産業別割合 1次 8.6%
 2次 31.8%
 3次 59.6%
 小売店数 1,476店
 小売販売額 1,341億円

TMOの概要

名称 酒田商工会議所
 会頭 斎藤成徳
 TMO構想認定日 平成13年6月20日
 TMO計画認定 実績なし

商店街数(うち商店街振興組合数) 16(6)
 中心市街地区域内大型店(m²) 酒田セントラルビル(14,214m²)
 庄交ターミナルビル(11,000m²)
 まちづくりNPO(認定年月日) -
 特産品 米、農産物、日本酒
 観光名所 本間家旧本邸、山居倉庫、土門拳記念館、さかた海鮮市場

酒田市中心市街地活性化基本計画の概要



調整方針

この基本計画は、中心市街地の活性化に取り組む市町村などを支援する目的で平成10年7月に策定された「中心市街地整備改善活性化法(略称)」に基づき、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

国の指針に基づき、一定の条件を満たす区域を、「中心市街地」として定めているもので、市の区域の拡大に伴い、「中心市街地」の区域が広がる性格のものではないため、現行のとおり新市に引き継ぐこととする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

商店街等の活性化事業の現況(その1)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>空き店舗対策事業 中通り商店街振興組合と、大通り商店街振興組合が独自にイベント事業を実施するために空き店舗を活用した事業に家賃等を補助するもの。 酒田市空き店舗対策事業補助金(260千円)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>酒田市の中心市街地活性化基本計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、各町の商店街・中心市街地及び酒田市の中心市街地外区域外の商店街の活性化については、必要な支援策(補助要綱等)を合併までに策定することとする。</p> <p>空き店舗活用事業サポーター配置業務委託事業は、山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を利用した事業で、平成16年度で終了予定。</p>
<p>中心市街地活性化バリアフリー店舗改装助成事業 中心市街地の区域内に店舗を有するものが、自動ドアやスロープの設置、トイレの改修を行うなど店舗のバリアフリー化を図った場合で、県、その他補助金制度に該当しないものについて改装費を助成するもの。 ・助成率 2分の1 ・助成限度額 60万円 酒田市中心市街地活性化バリアフリー店舗改装助成金(1,200千円)</p>				
<p>中心市街地空き店舗入居者支援助成事業 中町中和会、中通り、大通り、たくみ通り、酒田駅前の各商店街振興組合の空き店舗へ新たに開業した場合に、賃借する家賃に対し補助をすることにより、空き店舗対策と創業者支援を行い、商業振興を図るもの ・助成率 2分の1 ・助成期間 6か月間 ・助成限度額 60万円 中心市街地空き店舗入居者支援助成金(2,400千円)</p>				
<p>商業活性化・商店街振興イベントへの助成 中心市街地の活性化を図るために、にぎわい作りのソフト事業として各商店街が実施した夏まつり事業等に補助するもの。 中和会ふるさと縁日祭り(中町中和会商店街振興組合) 補助金額 100千円 中通り夏まつり(中通り商店街振興組合) 補助金額 200千円 大通り夏まつり(大通り商店街振興組合) 補助金額 200千円 酒田駅前夏まつり(駅前商店街振興組合) 補助金額 200千円 台町日吉夏まつり(台町日吉振興会) 補助金額 200千円</p>				
<p>空き店舗活用事業サポーター配置業務委託事業 中心市街地の空洞化対策として、酒田TMOが空き店舗を活用して運営するさかた街なかキャンパスチャレンジショップ事業にサポーターを配置する。 酒田商工会議所への委託事業 空き店舗活用事業サポーター配置業務委託料(5,878千円)</p>				
<p>中心市街地活性化アクション補助事業 中心市街地活性化の山形県からのモデル都市の指定を受け、関係機関・団体等がまとめた活性化のための具体的事業を、酒田TMOが主体となり実施するにあたり、その事業運営に補助するもの。 さかた街なかキャンパス事業 補助金額 2,000千円 さかた商業塾事業 補助金額 248千円 ストリートミュージアム事業 補助金額 89千円 わくわく中央公園事業 補助金額 131千円</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (10) 商工関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。			
商店街等の活性化事業の現況(その2)		所管部会・分科会		商工観光部会 商工港湾分科会	
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針	
<p>共同施設整備事業への助成 酒田市の中小企業の振興を図るため、中小企業組合が行う共同施設整備事業等に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>大通りアーケード補修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年度より、台風等の風災害により最も急を要する箇所の補修を優先しながら大通りアーケード補修事業を実施してきた。 平成11年度事業からはアーケードの保全を主たる目的に据え、平成15年度まで5ヵ年をかけ改修事業を行ったが、資金調達等の都合上、平成16年度以降もさらに5ヵ年計画で改修を継続していく。 <p>来客数の減少や消費者離れなど厳しさを増す中心商店街活性化の一助として商業環境の整備を進めるもの。</p> <p>【構成団体】 酒田市二番町6番1号 大通り商店街振興組合 会長 池田健一</p> <p>【名称】酒田市中心小企業共同施設事業等補助金 (290千円)</p> <p>【市の補助率】 国・県の補助が無い場合 ... 2/10 " 有る場合 ... 1/10</p>	<p>地域社会に調和した魅力ある商店街づくりを通じて地域商業の振興を図るため、調査研究若しくは活性化事業並びに施設・整備等の事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工会並びに商店会 商工会員の構成員たるグループ 中核的商店街であり早急なドレスアップが必要と町長が認めたもの <p>ソフト事業 消費者ニズに対応できる新しい商店街構想の調査研究事業若しくは活性化事業ならびに共同店舗建設構想等調査研究事業 補助率50%、100万円限度</p> <p>ハド事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通利便施設事業(駐車場、自転車置場等) 環境、美観施設事業(アーケード、街路灯、植樹等) 案内情報施設事業(掲示板、案内所、放送施設等) 別表に掲げる事業(消雪設備、歩道舗装等) <p>補助率50%、300万円限度</p>	該当なし	該当なし	<p>酒田市の例を基本としながら、県の制度等を参考にして、制度内容を合併までに調整する。</p> <p>(調整案の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体が法人の商店街等 助成率 1/10 国・県の助成がある場合 助成率 2/10 国・県の助成がない場合 (限度額3,000万円) 事業主体が非法人の商店街等 助成率 3/8 国・県の助成がある場合 (限度額1,000万円) 	
<p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付事業 市内に住所を有する商店街等の当該地域の活性化に寄与する共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資をすることにより、商店街等の振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付利率 1.44% (利子補給の実施により実質無利子) 協調倍率 2.5倍 貸付期間 7年以内(うち据置1年以内) 貸付限度額 20,000千円 16年度予算額 9,940千円 	該当なし	該当なし	該当なし		
<p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給事業 共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資するために、利子分に対し補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給率 1.44% <p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給金 (378千円)</p>	該当なし	該当なし	該当なし		

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2)各種融資制度については、酒田市の例により合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

中小企業事業資金融資制度の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>1 商工組合中央金庫貸付金 (80,000千円) 公金預託制度の原資として中小企業者支援を目的とし貸付を実施するもの。</p> <p>2 設備導入補完資金貸付金 (54,140千円) 協調倍率2.5倍 (財)企業振興公社の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を利用し、設備導入資金以外の自己調達資金を借入金で充当しようとするものに対し融資する制度。</p> <p>3 環境整備資金貸付金 (26,540千円) 協調倍率2.0倍 安定的な労働力の確保及び従業員の育成を促し、企業の健全な発展に資する福利厚生施設や職場環境を整備するものに対し融資する制度。</p> <p>4 産業立地促進資金貸付金 (512,810千円) 協調倍率3.0倍 産業高度化に資することが期待できる企業で知事の認定を受けたものに対し融資する制度。</p> <p>6 長期安定資金貸付金 (367,580千円) 協調倍率3.0倍 長期運転資金の貸付金。平成16年度で新規取扱い終了予定。</p> <p>7 店舗改装資金貸付金 (37,210千円) 協調倍率2.5倍 平成13年度より中心市街地において店舗改装資金を利用した場合に利子補給を実施している。</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>3町では、県の制度のみで基本的に町独自の融資制度がないことから、対象を3町の中小企業に広げ、酒田市の例により合併時に実施することとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
-------------	----------------

調整方針(案)	(3)雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。
---------	---

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

雇用促進対策事業の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>ジブカフェ支援・雇用推進事業 山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を活用して酒田商工会議所に事業委託。 雇用開拓推進員が企業訪問し、求人の掘り起こしと雇用助成制度の説明を行い、雇用開拓及び企業情報の収集に努める。また、山形県若者就職支援センター庄内プラザの業務内容を周知し、利用拡大について支援する。 ・雇用開拓推進員1名の雇用創出</p> <p>雇用創出特別助成事業 事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。 【助成金額】 対象労働者1名につき30万円</p> <p>未就職高校卒業生教育訓練助成事業 前年度末に就職未決定で高等学校を卒業した方が、就職活動に役立つ教育訓練(パソコン、ホームヘルパー、外国語、各種検定など)を受講した場合に助成を行い、就職機会の拡大を図る。 【助成率】 就職活動に役立つ教育訓練の受講費の80% (上限10万円)</p> <p>未就職高校卒業生雇用促進助成事業 前年度末に就職未決定で高等学校を卒業したものを採用した事業主に対して助成することで、雇用創出の働きかけを行う。 【助成金額】 対象労働者1名につき15万円</p> <p>高校生技能向上支援モデル事業 高校生の就職支援を支援するため、山形県立産業技術短期大学校庄内校と連携し、就職を希望する高校生の資質や技能の向上を図るための各種講座を実施し、企業に必要とされる人材を育成する。 【内容】 ・技能検定3級資格取得講座 ・通信実習講座 ・画像処理技術講座 ・工作機械初歩講座 ・CAD講習 ・ITスキルアップワークショップ ・就職活動準備セミナー ・採用試験直前模擬面接セミナー</p>	該当なし	該当なし	<p>雇用創出特別助成事業 事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。 【助成金額】 対象労働者1名につき30万円</p>	<p>雇用促進対策については、酒田市の例を基本としながらも、その時々々の雇用情勢を十分注視し、国・県との連携を取り、適時適切な対策を講じていく。</p> <p>山形県緊急地域雇用創出特別基金事業が平成16年度で終了のため、ジブカフェ支援・雇用推進事業事業は平成16年度をもって廃止。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (4) 港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

港湾振興事業の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針						
<p>港湾整備事業 国土交通省及び山形県が施工する港湾整備事業費の経費の一部を負担し、港湾施設整備の促進を図る。</p> <p>【負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾改修 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1億円まで</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>1億円～10億円まで</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円超まで</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> ・局部改良 一率 5.0% ・補修 一率 5.0% ・環境整備 一率 7.0% <p>ポートセールス推進事業 定期コンテナ航路の利用拡大と新規航路誘致のため、山形県と酒田市が連携し「プロスパーポート」さかた」ポートセールス協議会を通じ、ポートセールス活動を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷主、船社及び港湾関連企業への訪問 ・国外(韓国・中国)の荷主、船社への訪問 ・酒田港定期コンテナ航路を試しに使う場合の助成(新規荷主の発掘) ・混載貨物の取扱拡充に対する支援(小口荷主の発掘) ・食品衛生検査設備の支援 <p>酒田港湾振興会 酒田港の利活用の推進や港湾整備の促進を図るため、民間企業及び行政機関等により組織される外郭団体。事務局は酒田市商工港湾課。</p> <p>会員数 194 件(平成 15 年度)</p> <p>【内容】 ・セミナーの開催 ・要望活動</p> <p>【要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒田港を静脈物流拠点とした施設整備 ・外港地区の多目的大型岸壁泊地の整備 ・港湾静穏度の向上を図る防波堤の整備 <p>東方水上シルクロード貿易促進事業 東方水上シルクロード貿易促進協議会を通じた事業であり、同協議会は平成 4 年 5 月に開設された東方水上シルクロード航路の酒田港の活用及び地域の活性化を図ることを目的として設置された。平成 9 年 6 月には黒龍江省ハルビン代表所を設置。</p> <p>会員企業数 82 社(平成 15 年度)</p> <p>【内容】 ・ハルビン貿易商談会への出展 ・対中企業との合併 ・合作企業への支援協力等</p> <p>「海の日」記念事業 国民の祝日「海の日」にちなみ、市民が海や港に対する感謝の気持ちと親しみを持てるように、各種イベント等を行う実行委員会を組織している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館によるイベント ・海事功労者表彰の式典開催 ・海上保安庁巡視船「とね」体験航海 ・国土交通省「みずほ」体験クルージング ・その他、海や港に関する PR 活動 	1億円まで	5.0%	1億円～10億円まで	2.5%	10億円超まで	0.5%	該当なし	該当なし	該当なし	<p>港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 15 年 4 月にリサイクルボートの指定を受けた酒田港の振興を推進していくこととする。</p>
1億円まで	5.0%									
1億円～10億円まで	2.5%									
10億円超まで	0.5%									

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(5)商工会議所及び各商工会については、新市における一体的な商工業の振興が図られるよう、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかける。

商工会議所・商工会(補助金)の現況 (金額は平成16年度予算額)

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田商工会議所 会 頭 斎藤成徳 会員数 2,536 (H16.10.19 現在) 職員数 21</p> <p>酒田市中心企業相談所補助金 (7,102千円) 経済環境が激変している中で、中小企業の実態に即したきめ細かい指導等を行うことにより、事業者の経営安定化を図る。 ・中小企業への経営改善指導、経営、金融 ・各種セミナー、講習会の開催 ・人材育成事業 ・異業種交流事業 ・商業活動の意見集約</p> <p>酒田商工会議所青年部運営費補助金 (250千円) 青年経営者として、社会的連帯感を養い、地域経済の振興発展に寄与する。 ・各種講演会の開催 ・他地域、他団体との交流会の実施</p> <p>酒田商工会議所女性会補助金 (200千円) 婦人経営者の地位の確立を目的とし、資質の向上を目指しながら地域産業活性化の事業を積極的に実施する。 ・各種講演会の開催 ・他地域、他団体との交流会の実施</p> <p>中小企業従業員福祉対策補助金 (400千円) 中小企業の健全なレクリエーション事業を行い、労働意欲を高め、事業所間の交流の場を提供する。 ・テニス、ゴルフ等 ・クリスマスパーティー等</p> <p>中小企業後継者育成事業補助金 (100千円) 若手後継者を育成するために、中小企業大学の受講者に対して補助する。</p> <p>酒田 TMO 運営費補助金 (4,100千円) 酒田 TMO のタウンマネージャーの人材確保、チャレンジジョブ事業に補助する。</p>	<p>八幡町商工会 会 長 斎藤藤八 会員数 262 (平成15年度末) 職員数 4</p> <p>八幡町商工会振興補助金 【目的】 商工業の経営改善を促進し、経営の安定と生産の助長を図るため、八幡町商工会が行う事業の実施に必要な経費に対し、補助金を交付する。 【補助対象事業】 商工会育成事業(経営改善普及事業) 産業まつり事業 商業集積検討事業 その他 【補助金の額】 にあつては国県補助対象の経営改善普及事業(指導職員設置事業及び指導事業)を町補助金算定の基礎とし、当該事業に要する経費から県補助金等を控除した額の2分の1以内の額及び会員一人につき5千円を合算した額、 から にあつては事業費の2分の1以内の額とし、それぞれ予算の範囲内で交付する。 ・商工会育成補助金 4,136千円 ・産業まつり補助金 300千円</p>	<p>松山町商工会 会 長 後藤俊一 会員数 171 (平成15年度末) 職員数 5</p> <p>松山町地域活性化対策事業費補助金 (3,300千円) 【目的及び事業内容】 地域の総合経済団体として、町をはじめ関係機関や地域住民の理解を得ながら、地域の活性化が商工業の基盤強化につながるとの認識のもとに、魅力と活力のある地域づくりに向けて、地域の特性を活かした地域振興を展開していく。 ・講習会等、近隣商工会との連携可能事業の検討と実施 ・商工業者の経営支援の充実を図るため、巡回等の強化による会員ニーズの把握と情報提供 ・エキスパートバンク等、専門家派遣事業を活用し、個別企業の経営の支援 ・地域振興、活性化のため行政、各種団体、住民と連携した事業の開催 ほか (内訳) ・経営改善普及事業補助金 3,000千円 ・いも煮会事業、地域興しグループ補助金 300千円 地域振興支援事業費補助金 (500千円) (物産交流事業補助)</p>	<p>平田町商工会 会 長 佐藤達巳 会員数 203 (平成15年度末) 職員数 4</p> <p>平田町商工会振興補助金 (4,100千円) 【目的及び事業内容】 地域商工業の発展と経営の効率化と健全化を進めるとともに新規創業と新たな商品開発や新技術の導入等、新分野へ進出による経営革新を図り、産業の再構築を推進する。 ・経営改善普及事業 ・地域総合振興事業 (内訳) ・経営改善普及事業、地域総合振興事業補助金 4,100千円</p>	<p>新市における一体的な商工業の振興を図る 法律により、商工会議所の地区は市の区域とし、他の商工会議所・商工会の地区と重複するものがあつてはならないと規定されている</p> <p>という観点から 商工会議所及び各商工会の意向を十分尊重のうえ、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかけていくこととする。</p> <p>また、補助金については、合併当初は原則として現行のとおりとし、合併後、速やかに補助金交付基準のルール化を検討するものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

工業団地の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田臨海工業団地 酒田港は、平成15年4月リサイクルポートの指定を受け、全国18カ所の総合静脈物流拠点として位置付けられ、リサイクル産業や新エネルギー産業の集積に取り組んでいる。この団地は、酒田北港の後背地に位置し、東北横断自動車道酒田線の酒田みなとICから1km、庄内空港から30分と交通の利便性が高い団地。 事業主体 山形県 分譲可能面積 231,334㎡(住友金属工業㈱所有地も分譲可)</p> <p>酒田京田西工業団地 東北横断自動車道酒田線の酒田ICに近接し、酒田港、庄内空港からそれぞれ20分と陸・海・空の交通アクセスの要にある団地。農工団地の指定を受け、現在、団地拡張を行っており、企業の多様なニーズに応えられる団地として造成工事を進めている。 事業主体 酒田市土地開発公社 分譲可能面積 18.0ha 分譲開始 平成17年度以降(予約はH16.12.1より) 造成と並行し団地のPR・企業誘致に努める。 分譲を前提とし誘致活動を行っていくが、リース制度の導入も検討していく。</p> <p>酒田泉工業団地 昭和59年造成、平成元年完売 面積 60,000㎡</p> <p>酒田川南工業団地 昭和60年造成、昭和61年完売 面積 611,000㎡</p> <p>酒田四ツ興野工業団地 平成元年造成、完売 面積 17,000㎡</p> <p>酒田新堀工業団地 平成4年造成、平成7年完売 面積 46,000㎡</p>	<p>現在、工業団地の造成は行っていない。</p>	<p>松山工業団地 豊かな自然と歴史・文化の薫りにつつまれながら、勤勉な地域住民に支えられた工業団地。周辺の交通網が年々整備されるなど、企業にとって魅力ある立地環境が整っている。 事業主体 松山町 分譲可能面積 約18,000㎡、7,000㎡の2区画 (7,000㎡分は4区画程度に分けての分譲も可)</p>	<p>平田町軽工業団地を昭和56年に造成し、既に完売。</p>	<p>工業団地については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、より一層の企業誘致活動に努める。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

企業誘致促進に係る助成の現況(その1)

企業立地促進助成制度

条件	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
指 定 業 種	○製造業及び ・サービス業のうち学術・研究機関 ・情報通信業のうち情報サービス業 ・酒田臨海工業団地内の市が指定した 地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める 事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 自動車整備業 機械修理業 その他修理業	○製造、修理、加工、試験、研究、開発 及び販売を行う事業 ○町長が特に認める事業	○製造業、運輸・通信業、卸売業、建設業 ○町長が特に認める事業	○製造業 ○町長が特に認める事業	<p>企業立地(用地取得)の促進に係る助成については、1市3町同種の制度があるものの、助成限度額や新規雇用要件等に差異が見られる。</p> <p>新市においても積極的な企業誘致活動を行っていくため、酒田市の例を基本としながら、条件の詳細を合併までに整理することとする。</p>
面 積 要 件	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,500万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	
助成率 & 新規雇用要件	○助成率 20~30% 製造業 等 ・大企業 新規雇用 30人以上 30% 新規雇用 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用 5人以上 30% 新規雇用 3人以上 20% 道路貨物運送業 等 ・大企業 新規雇用 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用 3人以上 20%	○助成率 20% 新設 ・大企業 新規雇用 10人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上 拡充 ・新規雇用 3人以上 移設 ・大企業 新規雇用 5人以上 ・中小企業 新規雇用 3人以上	○助成率 20% ・大企業 新規雇用 30人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上	○助成率 20% ・大企業 新規雇用 30人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上	
助 成 限 度 額	○1企業、1億円 ただし、製造業については、 1企業、2億円	○1企業、2千万円	○1企業、2千万円	○1企業、1千万円	
操 業 地 域	甲地域 ・準工業、工業、工業専用地域 ・市長が特に必要と認める地域 乙地域 ・酒田京田西工業団地 ・酒田新堀工業団地 ・酒田臨海工業団地	○準工業、工業、工業専用地域 ○町長が特に認める地域	○松山工業団地 ○町長が特に認める地域	○平田工業団地 ○町長が特に認める地域	
備 考		○他に賃貸借助成金制度あり			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

企業誘致促進に係る助成の現況(その2)

工場等設置助成制度

条件	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
指定業種	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○サービス業のうち 自動車整備業 機械修理業 その他の修理業 学術・研究機関 ○情報通信業のうち情報サービス業 ○酒田臨海工業団地内の市が指定した 地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める 事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 	<ul style="list-style-type: none"> ○製造、修理、加工、試験、研究、開発 及び販売を行う事業 ○町長が特に認める事業 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、修理加工業、販売業、鉱業 及びこれらに附帯する事業 	<p>工場等設置に係る助成については、松山町を除き、同種の制度があるものの、投下固定資産額や雇用要件等に差異が見られる。</p> <p>新市においても積極的な企業誘致活動を行っていくため、酒田市の例を基本としながら、条件の詳細を合併までに整理することとする。</p>
指定条件	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 2,000万円以上 ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用10人以上 (中小企業は5人以上) 		<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用10人以上 ○投下固定資産総額 1,500万円以上 ○常時雇用50人以上 ○町長が必要と認める場合 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,000万円以上 ○助成率60% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,000万円以上 かつ 新規雇用3人以上 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法、建築基準法の適合する地域 に当該工場等を移転したとき ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用5人以上 (中小企業は3人以上) 			
交付額	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当額×助成率 3年間 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当額 3年間 		<ul style="list-style-type: none"> ○町民税相当額 ○固定資産税相当額 3年間 	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

1市3町バス運行体系の比較(現行) 平成16年10月現在

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町合計	調整方針(案)		
市町の独自バス運行施策	名称(愛称)	酒田市福祉乗合バス(るんるんバス)	八幡町福祉乗合バス(ぐるっとバス)	松山町福祉乗合バス	ワンコインバス(路線バス100円運賃運行事業)		福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を原則として現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後速やかに抜本的な新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線については、合併までに検討を行い、合併後なるべく早い時期に、各町(方面)と酒田市中心部を結ぶ路線の運行ができるよう調整する。 〔上記路線の調整に係る基本的な考え方は、以下のとおり。〕 新市住民の利便性向上、公平性の確保 主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応した交通手段の確保 民間バス路線と重複することなく、時間を要しても低廉な料金で移動することができる路線設定 各市町の現行の路線の維持を基本とし、最小限の路線延長やルート変更で対応する 効率的運行や利用が高まると期待される場合は、現行の路線についても微調整を行う 一定の需要予測を考慮する 財政負担の増加を最小限に止める 原則として新たなバスの導入は行わない 料金体系については、合併時に統一する。 1回の乗車につき100円(保護者同伴の未就学児童を除く) スクールバス混乗方式のバスを利用している小中学生(遠距離通学対象者)については、平日の通学時の利用は当然に無料とし、休日の私用利用は有料とする。		
	運行(施策)の形態	市営の福祉バス	町営の福祉バス	町営の福祉バス	運賃補填補助事業				
	運行主体	市	町	町	ひらた交通				
	運行方法	庄内交通㈱へ運行委託	鳥海八森観光㈱・庄内交通㈱へ運行委託	松山観光タクシー有限公司	ひらた交通が生活路線を運行				
	路線	市内循環右回り線 毎日運行 1日7便 市内循環左回り線 毎日運行 1日7便 酒田駅大学線 毎日運行 1日9往復 遊摺部宮海線 隔日運行 1日4往復 南鳥海日本海病院線 隔日運行 1日4往復 大平酒田駅線 隔日運行 1日4往復 生石日本海病院線 隔日運行 1日4往復 広野日本海病院線 隔日運行 1日4往復 新堀日本海病院線 隔日運行 1日4往復 酒田駅かんぼ線 隔日運行 1日4往復	一條循環線 毎日運行 1日6便 観音寺循環線 毎日運行 1日6便 青沢線 毎日運行 1日6便 升田線 毎日運行 1日5便 升田線(泥沢経由) 毎日運行 1日1便 升田線(家族旅行村経由) 毎日運行 1日2便 スクールバス青沢線 毎日運行 1日3便 スクールバス升田線 毎日運行 1日3便 観音寺遊佐線(冬期間運行) 毎日運行 1日2便	本町柏谷沢線 毎日運行 1日4便(清川駅経由) 内郷地区 毎日運行 1日3.5便(ひらた交通の路線乗り入れによる)	山元、小林線 毎日運行 1日6便(下りは5便) 海ヶ沢線 毎日運行 1日5便 中野俣線 毎日運行 1日5便				
	バス保有台数	7台(市所有2台、リース5台)	6台(ぐるっとバス3台、スクールバス混乗3台)	2台(スクールバス、保健バス)	3台(ひらた交通所有)				
	料金体系等	乗車1回につき、一律100円 未就学児(小学生未満)無料 一部、小学生の通学時利用に教育委員会で補助	乗車1回につき、一律100円 中学生以下無料 スクールバスとの混乗方式のため	乗車1回につき、一律100円 未就学児(小学生未満)無料 内郷地区のひらた交通の路線乗り入れについては、利用者負担(100円)と通常料金との差額を、町が補助。(実質の町営バス)	乗車1回につき、一律100円 ただし、平田交通は通常料金で路線バスを運行。 利用者負担(100円)と通常料金との差額を、町が補助。(実質の町営バス) 未就学児無料(保護者同伴) 長期休暇等の小学生利用分(スポ少等)を教育委員会で補助				
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	28,252千円	2,500千円	360千円		0千円	31,112千円
			歳出	78,277千円	38,445千円	1,597千円		8,800千円	127,119千円
			差引	50,025千円	35,945千円	1,237千円		8,800千円	96,007千円
その他路線バス維持対策	廃止代替路線	鶴岡～庄内空港線 酒田～女鹿線 酒田～十六羅漢線 酒田～遊佐線 酒田～狩川線	-	砂越～海ヶ沢線 砂越～円能寺線 砂越～山元線 砂越～小林線 (ひらた交通路線の内郷地区乗り入れのため)	砂越～海ヶ沢線 砂越～円能寺線 砂越～山元線 砂越～小林線				
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	7,314千円	-	0千円	6,468千円	13,782千円	
			歳出	18,818千円	-	638千円	14,234千円	33,690千円	
			差引	11,504千円	-	638千円	7,766千円	19,908千円	
	国庫補助対象外路線	酒田市内循環線 酒田～十里塚線 十里塚～古湊線	酒田～観音寺線(生石経由)	酒田～地見興屋線	酒田～地見興屋線				
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
			歳出	29,698千円	1,173千円	3,985千円	1,363千円	36,219千円	
			差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円	
	国庫補助路線	酒田～鶴岡(押切)線 酒田～湯の浜線 酒田～山寺線 日本海病院～観音寺線 ほか4路線	十里塚～観音寺線	酒田～山寺線	酒田～山寺線				
	市町負担(合計)		86,526千円	36,957千円	5,259千円	17,723千円	146,465千円		
備考		福祉乗合バスの歳入については、広告収入140万円を含む。	H16.9酒田観音寺線(生石経由)が廃止。補助経費についても、補正対応。経費額(H16当初予算)には、スクールバスの運行経費(6,205千円)を含む。	H16.9酒田地見興屋線が廃止。町営バスの代替運行を10月1日開始。本表は10月～3月までの見込み数値。					

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

新市におけるバス運行事業運営の基本方針

新市におけるバス運行のあり方については、路線・運行形態・利用者負担のあり方、関係機関との調整など、早急に方向性を導き出すことができない大きな課題がある。
また、地域住民とともに運行するバスを目指し、合併後に、有識者や地域住民代表で組織する(仮)酒田市バス運行検討協議会を立ち上げ、運行路線の設定等について十分な議論を尽くす必要がある。
については、バス運行事業の運営に際し基本となる事項を以下のとおり確認し、この基本方針に基づき、合併後速やかに抜本的なバス路線の再編成等の検討に着手する。

市営路線バス運行の目的

主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応する交通手段の確保と公共交通の空白地域の解消を目的とし、民間バス路線・JR路線を補完する役割を担う。

民間バス事業者、JRとの役割分担

現在民間バス事業者が運行している路線については、これまで同様民間バス事業者にその運行を委ねる。

一方、市営路線バス事業においては、通勤や通学に対応した民間バス・JRとの連絡乗り継ぎ機能の充実を図り、併せて、高齢者等が通院や買物に利用することができるよう、民間バス路線と重複せず時間を要しても低廉な料金で移動できる路線運行を検討し、民間バス路線等を補完する。

路線の見直しと適正な利用者負担

バス運行の路線については、住民の生活行動の要求に応え、乗車率向上が見込まれる路線の設定に配慮しながら、効率的な運行を目指し随時見直しを図る。

また、利用料金についても、適正な利用者負担の原則のもと、新市住民の公平性を確保しながら、路線の見直しと併せ料金体系の検討を行う。

地域住民とともに運行するバス・効率的運行の推進

地域住民の利用によりバス運行を支えるという地域と行政の協同運行の気運醸成に努め、地域住民のニーズに合わせた路線を検討するにあたっては、地域住民の積極的な協力(利用)、路線維持に対する一定の負担への理解が不可欠である。

地域住民とともに利用促進に努めた結果、既存路線のうち著しく利用の少ない路線については、高齢者等の交通手段の確保に考慮したうえで、効率的な運行ができる事業(代替事業)の検討及び見直しを行う。

運行形態のあり方

運行形態のあり方については、経費(財政負担)の試算、リスク分担(事故処理等)の検討、民間バス事業者との意見交換、関係機関との調整等を経て、合併後に慎重な検討を行う。

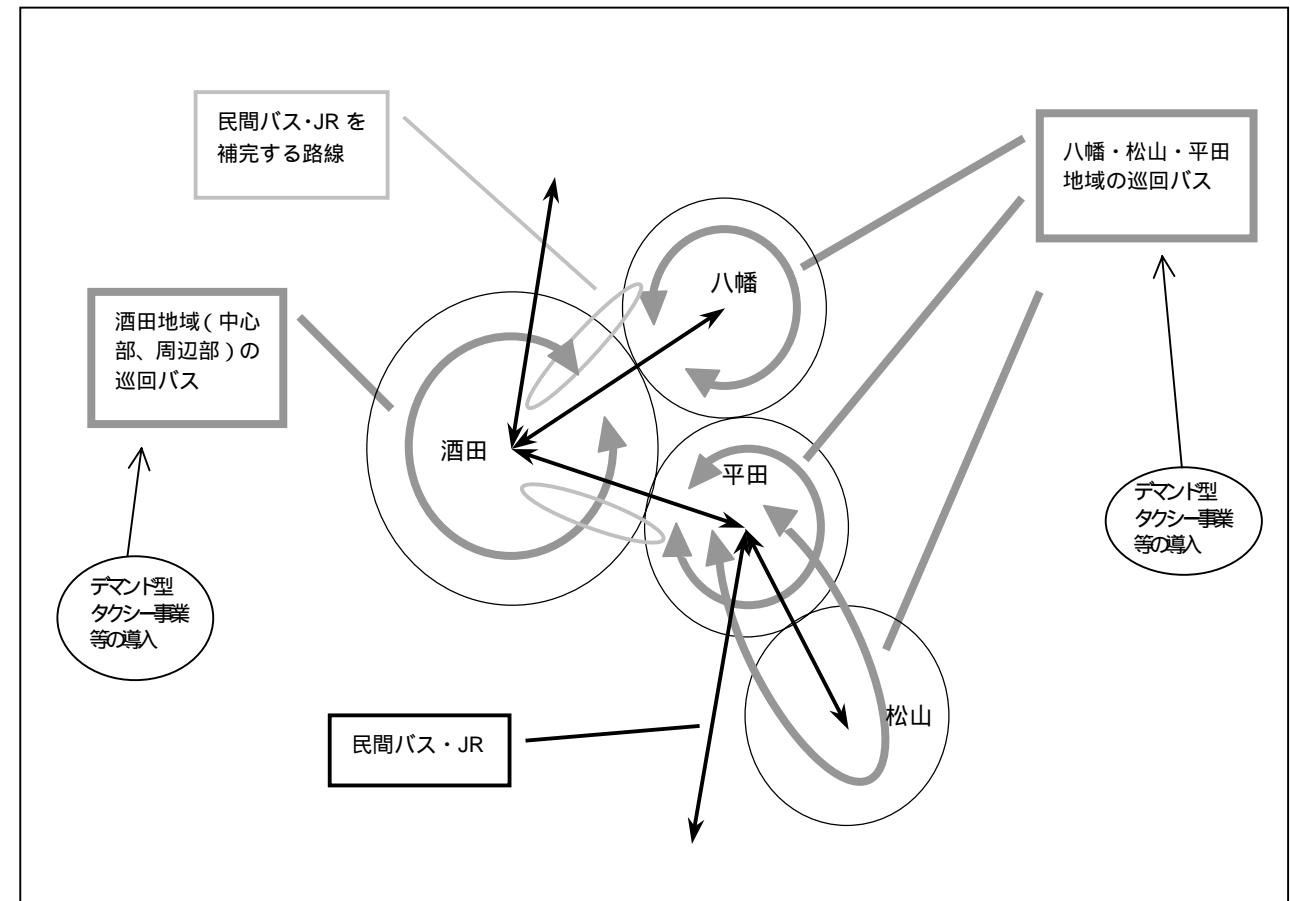
バスの所有区分、運行委託のあり方など、道路運送法21条及び80条に基づくバス運行のそれぞれの利点・欠点を検討のうえ、最適な方法を選択する。

スクールバス混乗方式

スクールバスの運行経路と市営路線バスの運行経路がほとんどの経路において重複し、混乗方式を採用することによって、スクールバス・市営路線バス双方の一層の効率的運行が期待される地域においては、教育委員会との調整を図りながらスクールバスの教育目的利用に支障が無い場合、新市においてもスクールバス混乗方式によるバス運行を検討する。

なお、この場合において、乗車対象の児童・生徒(遠距離通学対象者)を特定し乗車バス券を配布する等の方法を取り、一般利用者(遠距離通学対象以外の児童・生徒を含む)との区別を明確にする。

新市の公共交通システムのイメージ



協議第 28 号

協定項目 24 - (11)

観光関係事業の取扱いについて (その 1)

観光関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

観光関係事業の取扱いについて (その 1)

- (1) 各観光協会 (観光物産協会) については、新市における一体的な観光振興が図られるよう、各団体の意向を十分尊重のうえ、組織の統合を働きかける。
- (2) 各種観光イベントについては、当面現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とし、合併後、各種観光イベントの再編成を検討する。
- (3) 旅客定期航路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)

調整方針(案)

(1)各観光協会(観光物産協会)については、新市における一体的な観光振興が図られるよう、各団体の意向を十分尊重のうえ、組織の統合を働きかける。

所管部会・分科会

商工観光部会 観光分科会

各観光協会(観光物産協会)の現状

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
観光協会名	酒田観光物産協会	八幡町観光物産協会	松山町観光協会	平田町観光協会	<p>各観光協会(観光物産協会)の意向を十分尊重のうえ、新市における一体的な観光振興が図られるよう、組織の統合を働きかけていくこととする。</p> <p>組織の統合が図られる際には、支部制を採用するなど、十分に配慮する。</p> <p>会費額等、取扱いに差異がある事項については、当面現行のとおりとし、段階を踏んで調整を図ることとする。</p> <p>なお、最終的な組織統合に関しては、当該各観光協会(観光物産協会)が判断すべきものであり、各団体の判断を尊重するものである。</p>
会長	齋藤成徳(民間)	後藤孝司(町長)	池田一喜(民間)	加藤寛英(町長)	
会員数	430	190	104	102	
事務局体制	<p>【事務局の位置】</p> 酒田市山居町1-1-20	<p>【事務局の位置】</p> 八幡町役場内	<p>【事務局の位置】</p> 松山町役場内	<p>【事務局の位置】</p> 平田町役場内	
	<p>【職員配置】</p> 正職員等 2名 契約職員 4名 臨時・パート 14名	<p>【職員配置】</p> 町職員が事務局を兼務 事務局長 企画商工課長 商工観光係 4名	<p>【職員配置】</p> 町職員が事務局を兼務 事務局長 産業建設課長 商工観光係 2名	<p>【職員配置】</p> 町職員が事務局を兼務 事務局長 企画課長 商工観光係 2名	
平成16年度予算額 (一部特別会計等含む)	168,084,000円	6,680,000円	3,517,000円	5,341,000円	
うち市町負担金 (補助金)の額	57,594,000円	3,500,000円	1,200,000円	1,260,000円	
主な事業	酒田日和山桜まつり 酒田まつり あじさいまつり 酒田港まつり 酒田港甚句流し 酒田港まつり 酒田花火ショー 酒田日本海寒鱈まつり 地酒フェア 旅行エージェント訪問等の誘客 宣伝活動 その他イベント等への協力・協賛 酒田市観光物産館の管理 観光物産品の開発普及及び販売 促進	舞鶴公園桜のライトアップ 鳥海山湯ノ台口山開き ふるさと夏祭り 全国前の川釣り大会 鳥海高原まつり 産業まつり 観光情報誌の発行 その他イベント等への協力・協賛 観光物産品の販路拡大・販売促進	ふるさと夏まつり 眺海の森写真コンテスト 観光ボランティアガイドの 利用促進 眺海の森音楽祭 その他イベント等への協力・協賛	花火大会 新緑の十二滝・経ヶ蔵ツアー 植木まつり 産業まつり 眺海の森写真コンテスト 冬の十二滝と温泉ツアー その他イベント等への協力・協賛	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)

調整方針(案) (2)各種観光イベントについては、当面現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とし、合併後、各種観光イベントの再編成を検討する。

所管部会・分科会 商工観光部会 観光分科会

各種観光イベント一覧(現状) 観光所管以外の主な伝統行事、商店街イベント等を含む

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
春	酒田日和山桜まつり 酒田まつり 酒田あじさいまつり	舞鶴公園桜まつり 玉簾の滝ライトアップ 全国前ノ川釣り大会	眺海の森ウォークラリー 松山まつり「武者行列」 松山まつり「砲術演武」 松山城新能	新緑の経ヶ蔵・十二滝ツアー 体験農業 体験田植え 平田町植木まつり	各種観光イベントについては、当面現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とする。 合併後、全国的に発信していくイベントと、地域住民の皆さんから楽しんでいただくイベントに大別し、各種観光イベントの再編成を検討する。 統合できるものは統合し、地域に根ざしたイベントはさらに充実させる方法を検討していく。
夏	海水浴場開き 酒田港夕陽クルーズ 夕涼み市 酒田港まつり 酒田湊甚句流し 酒田港まつり 酒田花火ショー 環日本海和太鼓フェスティバル 酒田灯籠まつり	鳥海山湯ノ台口山開き ふるさと夏祭り 玉簾の滝ライトアップ	眺海の森音楽祭 ふるさと夏まつり 松山能	庄内ひらた目ん玉まつり 平田町花火大会 新山延年 農村体験 〔調布中学校修学旅行〕 〔受入事業〕	
秋	酒田どんしゃんまつり	鳥海高原まつり 八幡町産業まつり	最上川大芋煮大会	体験農業 体験稲刈り 庄内ひらた目ん玉秋まつり (産業まつり)	
冬	酒田日本海寒鱈まつり 酒田地酒フェア 黒森歌舞伎 酒田雑街道	氷瀑の玉簾の滝探検	松山町スキー場開き 歳の市 總光寺大寒能 眺海の森感謝祭	平田町スキー場開き 飛鳥神社 裸参り 冬の十二滝と温泉ツアー 旧阿部家 ひな祭り	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その1)
-------------	---------------------

調整方針(案)	(3)旅客定期航路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
---------	---------------------------------

所管部会・分科会	商工観光部会 観光分科会
----------	--------------

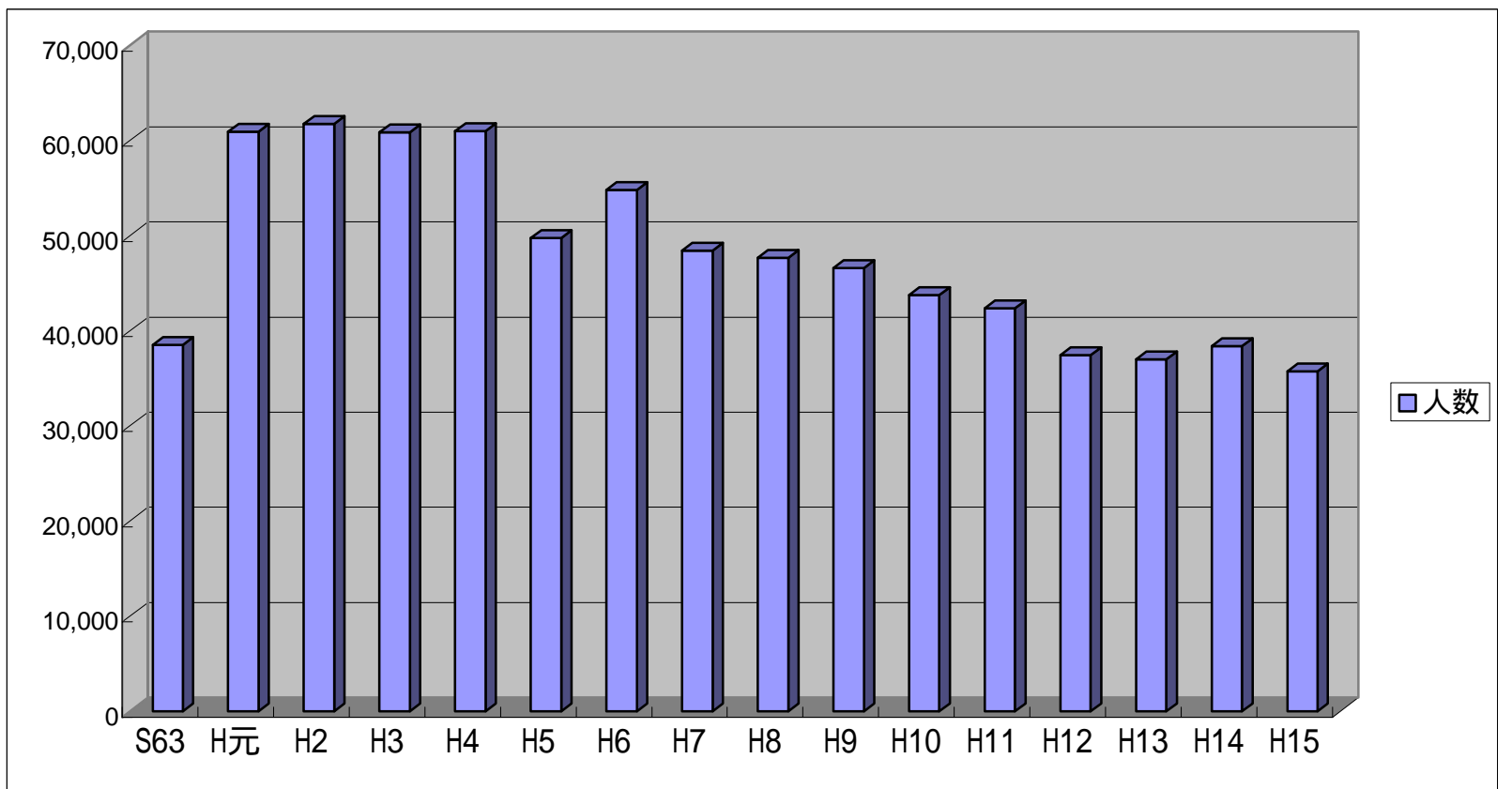
定期航路事業の沿革

明治42年 7月	汽船玄洋丸就航
大正 3年11月	定期船「飛島丸」20トン建造就航(飛島漁業協同組合経営)
昭和 6年11月	定期船「飛島丸」を、27トンに再建造就航 (飛島漁業協同組合経営)
昭和25年 4月	飛島村が酒田市に合併
昭和27年 8月	定期航路事業を酒田市に移管 市営定期船「おばこ丸」60トン建造就航(中古船)
昭和28年 4月	酒田市旅客定期航路運賃条例制定 (大人140円 高校生110円 小人70円)
昭和32年 4月	運賃条例改定(大人170円 高校生140円 小人85円) 特別室(大人 50円 高校生 40円 小人25円) 定期船「とびしま」80トン建造就航
昭和38年10月	定期船飛島事務所設置
昭和40年 4月	酒田市旅客定期航路事業所設置
昭和45年 4月	法木寄港を廃止
昭和47年 6月	定期船「とびしま丸」150トン建造就航
昭和48年 4月	酒田市旅客定期航路事業所新築、移転
昭和52年 7月	飛島連絡所待合室新設
平成 元年 6月	定期船「ニューとびしま」223トン建造就航
平成 3年 6月	サンセットクルーズ開始
平成 3年 7月	飛島マリンプラザ完成、1階に飛島連絡所を設置
平成 5年 9月	定期船「とびしま丸」引退、船名を「龍田」と変え、 中国黒龍江省へ贈呈
平成 9年 4月	運賃条例改定 (大人2,040円 小人1,020円) 島民割引(往復)(大人3,680円 小人1,840円) 特別室 (6才以上910円 6才未満460円) 現行料金 (昭和32年の1回目の料金改定より8回の改定を経て現行に到る)
平成14年12月	酒田市旅客定期航路事業所新築、移転(本港地区再開発事業)

年度別乗客数推移(4月~3月)

単位:人

年度	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
人数	38,487	60,950	61,769	60,864	60,970	49,770	54,808	48,441	47,648	46,570	43,732	42,340	37,456	36,959	38,356	35,717



調整方針	生活航路としての役割を持つ旅客定期航路事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、誘客事業を引き続き展開して乗客数の向上に努め、飛島の観光振興を担う機能としての充実を図る。
------	---

協議第34号

協定項目24 - (18)

その他事務事業の取扱いについて

その他事務事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

その他事務事業の取扱いについて

[議会議員の政務調査費]

地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、新市の議会議員に政務調査費を交付するものとする。交付すべき金額及び交付の方法等は、酒田市の政務調査費を基本とし、新市の議会において定める。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(18)	その他事務事業の取扱いについて
調整方針(案)	[議会議員の政務調査費] 地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、新市の議会議員に政務調査費を交付するものとする。交付すべき金額及び交付の方法等は、酒田市の政務調査費を基本とし、新市の議会において定める。

所管部会	議会部会
------	------

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
議会議員の政務調査費	【趣旨】 酒田市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派等に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 八幡町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 松山町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 平田町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 新市の議会議員について、調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費を交付する。
	【交付対象】 酒田市議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。	【交付対象】 八幡町議会議員の職にあるものに対して交付する。	【交付対象】 松山町議会における会派又は議員に対して交付する。	【交付対象】 平田町議会における会派又は議員に対して交付する。	【交付対象】 新市の議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。
	【交付額】 議員一人当たり 月額 25,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 新市の議会で定める。
	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月末日までに議長を経由し、町長に申請する。町長速やかに交付の決定を行い、議員等に通知し交付する。	【交付の方法】 新市の議会で定める。
	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた会派等の代表者は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた議員等は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 新市の議会で定める。

【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第6章 議会 (調査・出頭証言及び記録の提出請求等)
 第2節 権限 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
 13 普通地方公共団体条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
 14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
 [第2項から第12項、第15項から第18項までは省略。]

【政務調査費の交付状況】

[議員一人当たり]

区分	山形県内の都市				宮崎県	鳥取県	山口県	岐阜県	新潟県
	酒田市	山形市	鶴岡市	米沢市	都城市	米子市	山口市	各務原市	上越市
交付月額	25,000 円	140,000 円	20,000 円	23,000 円	30,000 円	26,100 円	30,000 円	30,000 円	25,000 円
12年国調人口	101,311 人	255,369 人	100,628 人	95,396 人	131,922 人	138,756 人	140,447 人	131,991 人	134,751 人

協議第36号

協定項目14

一部事務組合等の取扱いについて(その2)

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一部事務組合等の取扱いについて(その2)

[公社・第三セクター等]

- (1) 各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。
なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。
- (2) 酒田市が出捐している財団法人については、当面現行のとおりとし、一層の効率的運営に努めるよう促す。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1)各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

第三セクターの現状と課題 平成16年6月現在

所管部会	商工観光部会・建設部会
------	-------------

ここでは、狭義の第三セクターとして「市町の出資割合が25%以上で、かつ市町の出資比率が最も大きい商法法人」について記載。

市町名	酒田市				八幡町		松山町
第三セクター名	酒田まちづくり開発(株)	(株)飯森山温泉酒田	酒田駐車ビル(株)	(株)最上川クリーングリーン	鳥海八森観光(株)	(有)鳥海山水河水	松山町観光開発(株)
資本金額(円)	15,350,000	30,000,000	193,800,000	56,150,000	42,000,000	3,100,000	45,000,000
うち市町出資額(円)	4,500,000	9,000,000	59,000,000	23,000,000	22,000,000	1,600,000	35,000,000
市町出資比率(%)	29.3%	30.0%	30.4%	40.9%	52.4%	51.6%	77.8%
役員	代表取締役社長 西村 修 取締役中に市長が就任	代表取締役 小山捷利 取締役に市長が就任	代表取締役会長 相馬大作 代表取締役社長 西田 裕 監査役に市収入役が就任	代表取締役社長 上野重征 代表取締役専務 佐藤邦彦 監査役に市収入役が就任	代表取締役 後藤孝司(町長)	代表取締役 村上勘之輔	代表取締役 澁谷 賢一(助役)
職員数(名)	正職員 - 臨時・契約社員 - パート - アルバイト随時雇用予定	正職員 18 臨時・契約社員 28 パート 10	正職員 1 臨時・契約社員 3 パート -	正職員 11 臨時・契約社員 - パート 4	正職員 37 臨時・契約社員 8 パート 69	正職員 - 臨時・契約社員 - パート -	正職員 10 臨時・契約社員 - パート 10
主な業務内容	・地域の情報発信媒体のネットワーク化 ・地域産品を活かした特産品の開発販売等	・かんぼの郷酒田の運営	・酒田駐車ビルの運営	・最上川カントリークラブ(ゴルフ場)の運営	・ゆりんこ等の管理業務を中心とした観光振興	-	・さんさんの管理業務を中心とした観光振興
収入総額(円)(15年度決算) (うち使用料・利用料金の額)	26,444,504 -	406,141,633 -	121,257,419 -	93,177,814 -	415,354,243 (160,029,926)	11,645,011 -	125,909,693 (21,441,607)
支出総額(円)(15年度決算)	36,164,761	401,466,592	114,749,606	105,984,657	414,981,037	13,368,352	129,587,124
単年度収支(利益)(円)(15年度決算)	9,720,257	4,675,041	6,507,813	12,806,843	373,206	1,723,341	3,677,431
前期繰越金(前年度までの利益)(円)	3,447,515	589,022	39,341,286	651,011	1,040,225	5,035,165	5,018,216
損失処理額(積立金取崩額)(円)	-	-	-	13,000,000	-	-	-
累積収支(利益)(円)	6,272,742	5,264,063	32,833,473	844,168	1,413,431	6,758,506	8,695,647
公の施設の管理指定(委託) (施設名(略称等)) (平成16年度~)	-	-	-	-	・八森温泉ゆりんこ ・鳥海山荘 ・鳥海高原家族旅行村 ・八森自然公園	-	・眺海の森さんさん ・ぐるぐるグリーン ・松山スキー場 ・コスモス童夢
委託料(千円)(平成16年度予算)	-	-	-	-	18,000千円 (八森自然公園、鳥海高原家族旅行村緑地樹木管理委託料)	-	16,000千円 (さんさん、ぐるぐるグリーン、スキー場の施設管理委託料) 1,680千円 (コスモス童夢の施設管理委託料)
課題等	・コミュニティビジネス事業を軌道に乗せること		・一層の経営改善 ・累積赤字の解消	・一層の経営改善	・組織のスリム化 ・施設修繕費等の負担のルール化	・負債の清算	・一層の経営改善 ・赤字体質からの脱却 ・累積赤字の解消
備考	平成16年4月、旧酒田観光開発(株)を引き継ぎ、民間主導で新会社設立。		当初建設費の外、テナントの撤退、改装により赤字が発生したが、単年度収支では赤字が続いているため、累積赤字は解消しつつある。	経営成績を表す営業利益は2,315千円と黒字である。単年度収支では長期前払費用の償却をしているため赤字となるが、この償却額は全額内部留保しており、会計全体としては良好な財政状況にある。		平成15年度末で施設の委託は打ち切り。会社清算の予定。	

第三セクターの定義

自治省(現総務省)においては、「第三セクター」を「商法(有限会社法を含む)の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは有限会社(以下「商法法人」)、または民法の規定に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人(以下「民法法人」)であって、地方公共団体が25%以上出資している法人(複数の地方公共団体が合計で25%以上出資している法人を含む)」と定義している。

一方で、狭義の意味で、利益追求を目的とする商法法人を第三セクターとする考え方もある(一般的に、商法法人は営利を目的とする法人、民法法人は営利を目的としない法人と定義することができる)。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1)各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

所管部会	商工観光部会・建設部会
------	-------------

第三セクターに関する新市の基本方針(案)

第三セクターに関しては、厳しい社会経済情勢の中、平成15年12月改定の第三セクターに関する指針(総務省自治財政局、以下「指針」という)に基づき、的確に対応する必要がある。
以下、当地域の現状に照らし合せ、特に明確にする必要のある点について、指針より抜き出し簡潔にまとめる(一部表現を加筆修正)。
新市においては、指針及びこの基本方針に基づき、第三セクターの経営改善や抱える課題の解決を推進する。

1 新たな第三セクターの設立

今後の第三セクターの設立に当たっては、第三セクター設立の意義(事業の必要性、公共性、採算性等)及び行政関与の必要性について十分な検討を行う(安易に第三セクター方式を選択することなく、公設民営方式やPFI方式について十分な比較検討を行う)。

また、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、住民サービスの向上、経費の縮減等を図るために民間事業者への管理代行が可能となったことを踏まえ、公の施設の管理を行わせるために新たに第三セクターを設立することは、原則として行わない。

2 既存の第三セクターに対する公的支援等のあり方等

(1) 必要最小限の行政関与(出資比率の低減化)

既存の第三セクターに対する行政関与については、市の出資比率を三割程度までに止める努力(市所有株の民間譲渡等)を行い、経営に対する関与は必要最低限に止める。

(2) 出資者(株主)と経営者(役員)の責任の明確化

地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを明確にする。

また、役職員の選任に当たっては、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努め、経営者の職務権限や責任を明確にする。

(3) 経営の合理化

役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うとともに、積極的な運営の改善を促す。

(4) 公の施設の管理指定(委託)

第三セクターが公の施設の管理指定(委託)を受ける場合においては、利用料金制を導入する等、当該第三セクターの収益性が高まるような方策を図る。

なお、利用料金制を導入する場合においては、指定管理者制度の趣旨及び公の施設を用い収益事業を行うことの優位性(以下「優位性」という)を考慮し、施設管理に係る経常的経費(大規模な修繕等を除く、光熱水費や経常的な設備修繕費等)については、原則として金額に関わらず当該第三セクターの負担とする。

また、第三セクターの性格及び優位性から、一定の収益がある場合は、設備修繕や不測の事態等に備えた資金の留保(基金積立)を行うことを基本とする。

(5) 赤字の補てん

第三セクターは独立した事業主体であることから、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は原則として行わない。

(6) 公民の役割分担

その性質上当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない事業(公益事業)及び当該第三セクターの事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる事業(採算性の低い事業)の管理指定(委託)については、その管理運営に係る経費は新市の負担とし、当該第三セクターの経営を圧迫することのないよう整理する。

なお、これら採算性の低い事業等については、事業の必要性を常に検討していく。

3 将来の統廃合等

(1) 民間事業者の管理指定

第三セクターが管理指定(委託)を受ける公の施設については、指定管理者制度が導入された趣旨を踏まえ、地域事情を十分に考慮しつつ第三セクター以外の民間事業者の活用について検討を行う。

(2) 組織の統廃合

専門家の意見を聞いた上で、類似の業務を行う第三セクター、事業の存続が困難と思われる第三セクターなどの統廃合を検討する。

(3) 完全民営化

専門家の意見を聞いた上で、既に目的を達成したと思われる十分な収益を上げることが可能な第三セクターについては、完全民営化を検討する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (2) 酒田市が出捐している財団法人については、当面現行のとおりとし、一層の効率的運営に努めるよう促す。

所管部会	商工観光部会・教育部会
------	-------------

財団法人の現状と課題 平成16年6月現在

市町名	酒田市			
財団法人名	財団法人酒田市体育協会	財団法人土門拳記念館	財団法人酒田市美術館	財団法人庄内地域産業情報化推進プラザ
基本金額(円)	14,217,415	101,479,000	102,000,000	50,093,000
うち市町出捐額(円)	5,200,000	101,379,000	102,000,000	40,000,000
市町出捐比率(%)	36.6%	99.9%	100.0%	79.9%
理事長	会長 齋藤 成徳	相馬 大作	池田 眞幸	齋藤 成徳
職員数(名)	正職員 9名(内 水泳教室7名) 臨時・契約社員 5名 パート 6名(内 水泳教室4名)	正職員 3名 臨時・契約社員 1名 パート -	正職員 4名(うち2名は市からの派遣) 臨時・契約社員 2名 パート -	正職員 1名 臨時・契約社員 2名 パート -
主な業務内容	・競技スポーツ振興に関する事業 ・市民スポーツ振興に関する事業 ・顕彰に関する事業 ・温水プールの管理運営	・酒田市写真展示館の管理運営 ・土門拳文化賞の作品募集・選考事務	・酒田市美術館の管理運営	・情報化適応人材育成事業 ・情報化推進相談事業 ・情報化推進に関する情報収集提供事業
収入総額(円)(15年度決算) (うち使用料・利用料金の額)	46,261,756	88,113,755 (36,119,722)	117,628,786 (22,959,730)	32,744,518 -
支出総額(円)(15年度決算)	46,517,311	86,916,179	119,294,042	31,921,862
単年度収支(利益)(円)(15年度決算)	255,555	1,197,576	1,665,256	822,656
前期繰越金(前年度までの利益)(円)	2,758,688	4,579,120	3,004,769	881,013
累積収支(利益)(円)	2,503,133	5,776,696	1,339,513	1,703,669
公の施設の管理指定(委託) (施設名(略称等)) (平成16年度~)	市営屋内プール	酒田市写真展示館	酒田市美術館	庄内情報プラザ
委託料、補助金 (千円)(平成16年度予算)	体育協会補助金 7,241千円 屋内プール管理委託料 71,590千円 白崎資金スポーツ指導者養成委託料 1,600千円 甲子園基金スポーツ強化事業 400千円 スポーツ教室開設委託料 660千円 クロスカントリー大会開催委託料 167千円 市巡回駅伝大会開催委託料 420千円	運営費補助金 39,870千円	運営費補助金 90,682千円	運営費補助金 12,365千円 インターネット接続・保守委託料 1,386千円
課題等	・4町の体育協会との統合に向けた調整 ・事務局体制のあり方の検討	・利用者の拡大 ・自主財源の確保	・利用者の拡大 ・自主財源の確保	・脆弱な財政構造 (主な収入はパソコン教室等の運営) ・今後の事業展開 ・施設(情報プラザ)の位置付けの検討
備考	・市歳入の施設使用料(15年度)は、5,305,960円 ただし、4~12月分 (旧屋内プール解体のため)	・使用料・利用料金は入館料と会員券収入、 作品貸付収入の合計	・使用料・利用料金は入館料と会員券 収入、市民ギャラリー使用料の合計	・4町を含む庄内全市町村が出捐 遊佐町 1,323,000円 八幡町 638,000円 松山町 518,000円 平田町 625,000円 他、金融機関等が出捐。 ・市歳入の施設使用料(15年度)は、 2,520,850円

協議第37号

協定項目18

町（字）の区域及び名称の取扱いについて

町（字）の区域及び名称の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

町（字）の区域及び名称の取扱いについて

新市における町（字）の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。

区域については、現行のとおりとする。

名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目18	町(字)の区域及び名称の取扱いについて
調整方針(案)	<p>新市における町(字)の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>区域については、現行のとおりとする。</p> <p>名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。</p>

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

町名・字名

酒田市		八幡町		松山町		平田町	
大字数	71	大字数	0	大字数	19	大字数	22
字のみ数	2	字のみ数	0	字のみ数	26	字のみ数	0
大字なし・字あり数	3	大字なし・字あり数	30	大字なし・字あり数	0	大字なし・字あり数	0
町名数	147	町名数	0	町名数	0	町名数	6

= 表記の例 =

(例1)

現在：酒田市大字新堀字豊森
合併後：酒田市新堀字豊森

(例3)

現在：松山町大字山寺字宅地
合併後：酒田市山寺字宅地

(例2)

現在：八幡町観音寺字寺ノ下
合併後：酒田市観音寺字寺ノ下

(例4)

現在：平田町大字飛鳥字契約場
合併後：酒田市飛鳥字契約場

「町」「字」は、市町村の区域内においてこれを区画する区画単位の意味であり(地方自治法260条)、地方自治体の名称である町という意味ではありません。

協議第 39 号

協定項目 24 - (11)

観光関係事業の取扱いについて (その 2)

観光関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

観光関係事業の取扱いについて (その 2)

(4) 観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方 (経費負担のあり方等) の統一を図る。

なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(4)観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方(経費負担のあり方等)の統一を図る。 なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

所管部会・分科会 商工観光部会 観光分科会

観光関係施設の管理指定(委託)の現状 平成16年4月現在

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町		調整方針
指定管理者 (管理受託者)	酒田観光物産協会	鳥海八森観光株式会社	松山町観光開発株式会社	田沢新田自治会	小林温泉管理組合	<p>観光関係施設の管理運営については、以下の考え方(経費負担のあり方等)の基本方針に基づき、適切な管理運営を行う。</p> <p>基本方針 外部団体に観光関係施設(収益施設)の管理を行わせる場合においては、指定管理者制度、利用料金制度の趣旨に基づき、施設の大規模な修繕等を除き、原則として施設の管理運営全般を指定管理者に委ねる。</p> <p>ただし、地理的条件等により収益性が低い等の理由で、合併後ただちに基本方針を適用することが困難な場合は、当面現行の管理方法を用いながら原則の適用に向けて努力する。</p> <p>指定管理者制度の趣旨に基づき、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について、合併後に、多方面からの検討を加える。</p>
管理施設名 (略称・愛称名) 観光所管以外の管理施設を含む。	・観光物産館 (酒田夢の倶楽)	・八森温泉ゆりんこ ・地域資源活用総合交流施設(鳥海山荘) ・鳥海高原家族旅行村 ・八森自然公園	・広域総合交流促進施設(眺海の森さんさん) ・生産物直売所(ぐるぐるグリーン) ・松山スキー場 ・眺海の森天体観測館(コスモス童夢)	・ふれあい研修施設(森の家)	・健康増進施設(小林温泉)	
業務内容	各種観光誘客事業及び観光物産品の振興 ・観光誘客のための広報宣伝及びイベント開催 ・観光物産品の振興 ・観光拠点施設の管理業務等	ゆりんこ等の管理業務を中心とした観光振興	さんさんの管理業務を中心とした観光振興	森の家の管理運営	小林温泉の管理運営	
委託料 (16年度予算額)	-	18,000千円 〔八森自然公園、鳥海高原家族旅行村緑地樹木管理委託料〕	16,000千円 〔さんさん、ぐるぐるグリーン、スキー場施設管理委託料〕 1,680千円 〔コスモス童夢施設管理委託料〕	1,540千円 〔森の家施設管理委託料〕	1,300千円 〔小林温泉施設管理委託料〕	
備考 (その他市町直接管理の観光施設)	さかた海鮮市場					

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(4)観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方(経費負担のあり方等)の統一を図る。 なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

所管部会・分科会	商工観光部会 観光分科会
----------	--------------

指定管理者制度、利用料金制度の概要

<p><u>「指定管理者制度」とは</u></p> <p>平成15年6月の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は株式会社など民間事業者等が広く含まれるとともに、法人格は必ずしも必要としない(ただし個人は不可)。</p> <p>これまで「公の施設」の管理は、適正な管理を図る観点から、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定した「管理委託制度」をとってきたが、民間の能力を活用しつつ、多様化する住民ニーズに対応した効果的、効率的な公の施設の管理を行うことにより住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの縮減等を図る観点から、民間事業者にも広く門戸を広げる「指定管理者制度」が創設された。</p> <p>指定管理者制度は、管理委託制度と異なり、「使用の許可」などの公の施設の管理権限を含めた委任(管理代行)であり、条例の範囲内で自らの判断で施設管理を行うことができる。</p> <p><u>「利用料金制度」とは</u></p> <p>平成3年4月の地方自治法の一部改正により導入された制度で、「指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(利用料金)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定している。施設管理団体(以下「団体」という)の自立的な経営努力を発揮しやすくし、地方公共団体と団体の会計事務の効率化を図るため創設された。</p> <p>それまで、地方公共団体の収入として団体経営に無関係であった料金収入が、団体の収支に反映されることにより、収入確保や経費節減など、団体の経営努力を促すことが期待できる。</p> <p>また、利用料金の額を条例の範囲内で団体自らが設定することも可能である(地方公共団体の事前承認が必要)。</p>	<p><u>地方自治法(抜粋)</u></p> <p>(公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>
--	---

協議第 4 1 号

協定項目 8

地方税の取扱いについて（その 2）

地方税の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

地方税の取扱いについて（その 2）

- （ 2 ） 1 市 3 町で差異のある事項については、次のとおりとする。
都市計画税については、次のとおりとする。
（ア）酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。
（イ）不均一課税は、5 年以内に制限税率に統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	<p>(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。</p> <p>都市計画税については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。</p> <p>(イ) 不均一課税は、5年以内に制限税率に統一する。</p>

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

都市計画税

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【対象】 基準日1月1日に都市計画区域内の市街化区域全域、及び市街化調整区域内で酒田市都市計画税条例で定められた区域に存在する土地、家屋の所有者に対して課税</p> <p>【税率】 0.3 / 100</p> <p>【納期限】 固定資産税と同じ</p> <p>【住宅用地に対する課税標準の特例】 小規模住宅用地 1 / 3 住宅用地 2 / 3</p>	<p>【対象】 基準日1月1日に都市計画区域内で八幡町都市計画税条例で定められた区域に存在する土地、家屋の所有者に対して課税</p> <p>【税率】 0.25 / 100</p> <p>【納期限】 固定資産税と同じ</p> <p>【住宅用地に対する課税標準の特例】 小規模住宅用地 1 / 3 住宅用地 2 / 3</p>	<p>【対象】 都市計画区域の用途指定地域はありません (都市計画税条例はありません)</p>	<p>【対象】 都市計画区域の用途指定地域はありません (都市計画税条例はありません)</p>	<p>都市計画税については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。</p> <p>(イ) 不均一課税は、5年以内に制限税率に統一する。</p>

協議第 4 2 号

協定項目 1 4

一部事務組合等の取扱いについて（その 3）

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一部事務組合等の取扱いについて（その 3）

[一部事務組合等]

（ 3 ） 3 町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整する。

[公社・第三セクター等]

（ 3 ） 土地開発公社については、次のとおり調整する。

3 町が加入する「余目町ほか 4 町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に 3 町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3 町は合併の日の前日までに当該公社を脱退する。

「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか 4 町土地開発公社」において 3 町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[一部事務組合等]</p> <p>(1) 1市3町が加入する一部事務組合等(酒田地区クリーン組合、酒田地区消防組合、庄内広域行政組合、庄内視聴覚教育協議会、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合)については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> <p>(2) 3町が加入する山形県市町村交通災害共済組合については、当該組合から脱退し、新市において交通災害共済事業を実施する。</p> <p>(3) 3町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整する。</p>

所管部会	総務部会・企画財政部会・市民生活部会・教育部会
------	-------------------------

一部事務組合等の現状 平成16年4月現在

組合等名	酒田地区クリーン組合	酒田地区消防組合	庄内広域行政組合	庄内視聴覚教育協議会	山形県消防補償等組合	山形県自治会館管理組合	山形県市町村職員退職手当組合	山形県市町村交通災害共済組合
設立(設置)年月日	昭和37年11月12日	昭和48年4月1日	昭和47年5月10日	昭和47年11月1日	昭和27年1月23日	昭和35年4月1日	昭和35年10月1日	昭和44年3月29日
構成市町村等	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	庄内14市町村	庄内14市町村	県内全市町村	県内全市町村	県内40市町村(山形市・米沢市・酒田市・天童市を除く)	長井市、南陽市ほか26町村
組合長等	管理者 酒田市長	管理者 酒田市長	理事長 鶴岡市長	会長 鶴岡市長	組合長 遊佐町長	管理者 松山町長	組合長 八幡町長	組合長 松山町長
事務所	酒田市広栄町三丁目133	酒田市千石町一丁目12-1	庄内町村会内	山形県庄内教育事務所内	山形県町村会内	山形県町村会内	山形県自治会館内	山形県町村会内
職員数	組合職員 7名 市町派遣職員 6名	組合職員 98名 市町派遣職員 119名	組合職員 - 市町派遣職員 8名	臨時職員 1名	組合職員 1名	組合職員 1名	組合職員 4名	組合職員 -
共同処理する事務、目的等	し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理運営 し尿中継業務	消防及び救急業務	庄内広域行政圏計画及び庄内地方拠点都市地域基本計画の策定並びに事業の実施 卸売市場法に基づく青果物地方卸売市場の設置、管理運営 食肉流通施設の設置、管理運営 市町村職員の共同研修の実施	視聴覚フィルム及び機器の購入管理事務 視聴覚教育の普及及び研究指導	非常勤消防団員等の公務災害補償事務 消防団員退職報償支給事務	山形県自治会館の維持管理	退職手当事務及び財団法人の設立に関する事務	交通災害共済事業
議会	議員定数 16名	議員定数 16名	議員定数 24名	-	議員定数 15名	議員定数 10名	議員定数 13名	議員定数 8名
主な財産	ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター、最終処分場の土地と建物 車両13台	本署及び9分署の土地と建物、車両52台	-	-	基金	建物	基金	基金
課題等	旧ごみ焼却炉の解体	-	-	視聴覚フィルムの運搬方法 制度のPR	-	-	-	-
備考			会費負担割合 均等割 20% 人口割 80%	会費負担割合 平等割 20% 基準財政需要額割 40% 人口割 40%				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[公社・第三セクター等] (3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。 3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。 「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>

各市町の土地開発公社の現状(平成16年3月31日現在)

所管部会・分科会 企画財政部会 企画分科会

項 目		酒田市土地開発公社	余目町ほか4町土地開発公社	調整方針	
役員構成	理事	定数	13名以内	15名以内	理事の定数、監事の定数は酒田市土地開発公社に合わせる。 合併後は余目町ほか4町土地開発公社の理事(松山町、平田町、八幡町出身理事)は失職する。
		現在	13名	14名	
		内訳	助役、収入役、総務部長、建設部長、市議会議員9名	助役(余目、立川、平田、松山) 町議会議員(余目、立川、八幡、松山、平田) 余目町収入役、立川町企画開発課長、八幡町企画商工課長、松山町総務企画課長、平田町企画課長	
		理事長	助役	余目町助役	
		理事長職務代理者		平田町助役	
		副理事長	市議会議員		
		常務理事	総務部長		
	監事	定数	2名以内	2名以内	
		現在	2名	2名	
		内訳	議会選出監査委員、水道事業管理者	余目町代表監査委員、松山町代表監査委員	
	幹事	定数	若干名		
		現在	5名		
		内訳	総務、企画調整、財政、都市計画、会計各課長		
理事・監事の任命者		酒田市長	設立団体の長が別に協議して定める町の長(指定町長)が任命する	新市の長が任命する。	
理事・監事の任期		平成15年6月1日～平成17年5月31日(2年間)	平成15年4月1日～平成17年3月31日(2年間)	酒田市土地開発公社に合わせる。	
役員の報酬		市議会議員以外の役員は無報酬であるが、市議会議員役員には理事会出席時、監査実施時に5,700円を支給している。	議会選出の理事並びに監事には理事会出席時に5,700円を支給している。	酒田市土地開発公社に合わせる。	
職員構成	職員数	13名	12名	新市の組織に準じる。	
	係	業務係、庶務会計係			
	内訳	事務局長1、参事1、事務局次長1、主査4、係長2(主査兼務)、主任1、主事3、技師2	事務局長1(余目) 主事10(余目6、立川・八幡・松山・平田各1) 臨時職員1		
	身分	管財課・土木課との併任	余目町ほか4町職員との併任		
職員の給与		職員3人分の給与を公社で支出、残りは酒田市が負担	臨時職員1人分の給与を公社で支出している。		
基本財産		500万円(出資団体酒田市)	500万円(出資団体:立川町、余目町、八幡町、松山町、平田町各100万円)	酒田市土地開発公社に合わせる。	
監査		年1回定例監査を実施、決算理事会前に決算審査を実施	年1回定例監査を実施、決算理事会前に決算審査を実施	酒田市土地開発公社に合わせる。	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[公社・第三セクター等]</p> <p>(3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。</p> <p>3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。</p> <p>「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>

所管部会・分科会 企画財政部会 企画分科会

項	目	酒田市土地開発公社	余目町ほか4町土地開発公社				調整方針	
			八幡町	松山町	平田町	合計		
貸借対照表 (平成16年3月31日現在)	流動資産	現金預金(円)	338,172,438	1,722,136	2,247,916	1,722,136	5,692,188	<p>余目町ほか4町土地開発公社の有形固定資産の取扱いについては、当該公社脱退の日までに調整する。</p> <p>各町の基本金は、現状の金額を引き継ぐ。</p> <p>余目町ほか4町土地開発公社の準備金については、当該公社脱退の日までに調整し、3町に配分された金額を酒田市公社に引き継ぐ</p>
		公有用地	525,735,060				0	
		完成土地			33,150,016		33,150,016	
		未成土地	1,458,858,153				0	
		合計	2,322,765,651	1,722,136	35,397,932	1,722,136	38,842,204	
	固定資産	有形固定資産	492,442				0	
		無形固定資産	417,480					
		合計	909,922	0	0	0	0	
	資産合計		2,323,675,573	1,722,136	35,397,932	1,722,136	38,842,204	
	流動負債	未払費用	57,745				0	
		前受金					0	
		預り金					0	
		合計	57,745	0	0	0	0	
	固定負債	長期借入金	1,944,990,000		33,005,152		33,005,152	
		合計	1,944,990,000	0	33,005,152	0	33,005,152	
	負債合計		1,945,047,745	0	33,005,152	0	33,005,152	
	基本金	基本財産	5,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	
		合計	5,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	
	準備金	前年度繰越準備金	393,252,513	1,142,652	1,810,296	626,000	3,578,948	
当期純損益		19,624,685	420,516	417,516	96,136	741,896		
合計		373,627,828	722,136	1,392,780	722,136	2,837,052		
資本合計		378,627,828	1,722,136	2,392,780	1,722,136	5,837,052		
負債・資本合計		2,323,675,573	1,722,136	35,397,932	1,722,136	38,842,204		
保有土地 (平成16年3月31日現在)		1 公有用地 104,166.38 m ² (市民会館建設用地、光ヶ丘公園用地、駅前広場用地) 2 未成土地 203,183.98 m ² (京田西工業団地)	1 公有用地 なし 2 完成土地 なし	1 公有用地 なし 2 完成土地 747.72 m ² (松山町住宅団地) 1,839.67 m ² (松山町清水下住宅団地)	1 公有用地 なし 2 完成土地 なし			
長期保有土地(5年以上保有)		無し		松山町住宅団地 747.72 m ² (H16年度に、公園・緑地用地として、411.33 m ² を松山町に処分予定)				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[公社・第三セクター等] (3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。 3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。 「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>

所管部会・分科会 企画財政部会 企画分科会

項 目	酒田市土地開発公社	余目町ほか4町土地開発公社	調整方針
長期借入金(平成16年3月31日現在)	株式会社荘内銀行 45,410,000円(利率0.550%) 株式会社山形銀行 143,240,000円(利率1.250%) 酒田信用金庫 268,470,000円(利率0.250%~0.450%) 酒田市袖浦農協 586,970,000円(利率0.000%~0.600%) 庄内みどり農協 900,900,000円(利率0.000%~0.670%)	(松山町)山形しあわせ銀行 33,005,152円(利率1.1%)	金融機関からの余目ほか4町土地開発公社借入金については1年更新であり、土地との繋がりがもたないため、借り換えに際して利率の見直しを行う。
事業資金の借入先の決定方法	農地以外の取得で借入金5千万円未満は荘内銀行から借り入れしている。 農地以外の取得で借入金5千万円以上1億円未満は市内金融機関(地銀4行)からの見積り合わせで決定している。 農地取得で借入金1億円未満は庄内みどり農協又は酒田市袖浦農協から借り入れしている。 1億円以上の借り入れは市内金融機関(10金融機関)からの見積り合わせで決定している。 ただし取得予定地の経営が金融機関と密接な関係があるとか、その金融機関から借り入れすることで円滑な用地取得ができる場合は特定の金融機関から借り入れしている。	町指定金融機関からの利率の見積り合わせにより決定する。(松山町)	酒田市土地開発公社に合わせる。
市または町からの財政援助	1 損失補償額 用地取得費 20億円、工業用地取得費 40億円 2 貸付金、補助金、利子補給 無し	1 損失補償額 松山町74,000千円	新市の損失補償額の取扱いについては、今後の検討課題とする。
経理処理	随時発生する諸取引を勘定科目を起こして振替伝票に仕訳して起票し、現金預金収入日報への記帳を行っている。また毎月末に振替伝票から総勘定元帳に転記し、合計残高試算表を作成している。こうした作業を手処理で行っている。給与計算事務のみ酒田市情報システム課に委託している(委託料年額23,000円)。平成15年度に会計システムを導入した。	余目町で実施(市販のソフトを使って電算処理)	酒田市土地開発公社に合わせる。
付帯業務の状況(土地の貸し付け等)	無し	松山町住宅団地で電柱の賃貸収入あり。	